

大阪市立大学

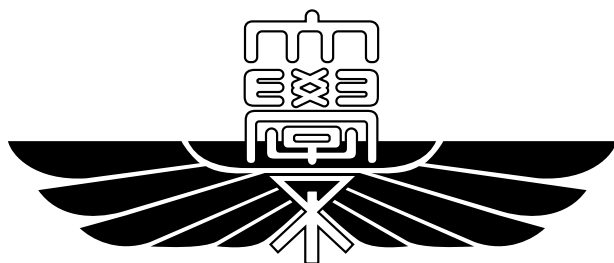
— 2016 —

外国人留学生のしおり

GUIDE FOR INTERNATIONAL STUDENTS

外国人留学生手冊

외국인 유학생 안내서



国際センター

〒558-8585 大阪市住吉区杉本3丁目3番138号
(Tel : 06-6605-3558)

は じ め に

留学生の皆さん、ご入学おめでとうございます。

自国とは言語・文化・風俗・習慣が異なる日本において、いよいよ留学生活がはじまります。この冊子は、大阪市立大学に入学された留学生が留学生活を送るうえで、ぜひ知っておいて欲しい事項を掲載したものです。よく読んで、充実した留学生活を送るための一助として活用し、本学で、留学目的を達成されるよう期待します。

◎ 「全学共通科目シラバス・履修案内」（学部学生用）「学部・研究科履修要覧」

「学生生活ガイド」などもよく読んでください。

◎ 学生ポータルサイトは毎日確認してください。

◎ 学内・外で催される諸行事の通知、奨学生の募集など大学から留学生への

連絡・通知は、国際センター掲示板と全学ポータルサイトに掲示します。

ここで掲示された事項は周知されたものとみなし、見なかったことにより

生じる不利益は、学生自身の責任となります。

<留学生限定情報>

全学ポータルサイト ⇒ ▶ お知らせ ⇒ 右横の「発行部署」から研究支援課を選択

目 次

I 大阪市立大学での修学

1 大阪市立大学の概要

(1) 大学の概要	3
(2) 大学・大学院	3
(3) 学年暦	4
(4) 休業日	4

2 外国人留学生の窓口・相談先

・ 諸届提出先及び諸証明発行の窓口	5
-------------------	---

3 授業料等

(1) 納付方法	6
(2) 授業料減免制度	6

4 奨学金制度

(1) 国費留学生の場合	8
(2) 私費留学生の場合	8

5 留学生支援プログラム

(1) チューター制度	13
(2) 「日本語」・「日本事情」の開講	13
(3) 日本語補講	14
(4) 留学生のための各種行事	14
(5) 文化施設特別入場証の交付サービス	15
(6) 帰国留学生へのアフターケア	16

6 健康管理

(1) 定期健康診断	16
(2) 国民健康保険と医療費	16

7 留学生談話室・留学生交流室

17

8 学内の諸施設

(1) 学術情報総合センター(図書館)の利用	17
(2) 保健管理センター：健康相談・健康診断、カウンセリングルーム	17
(3) 課外活動施設の利用	17
(4) 大阪市立大学生生活協同組合	18
(5) 現金自動預払機(ATM)	18

II 日本入国から帰国(出国)までの各種手続き

1 査証(ビザ)及び在留手続き

(1) 在留資格の取得	21
(2) 在留資格の変更	21
(3) 在留期間の更新	21
(4) 一時出国及び再入国	22
(5) 在留資格外活動とアルバイト	24
(6) 家族の呼び寄せ	25
(7) 旅券(パスポート)	26

2 在留管理制度

(1) 在留カード交付申請	28
(2) 登録事項に変更が生じた場合	29
(3) 在留カードの有効期間と更新(交付切替)	29
(4) 紛失等による在留カードの再交付申請	29
(5) 在留カードの返納について	29

3	帰国に際して	
(1)	学内での手続き	31
(2)	学外での生活上の手続き	31
III	日本での生活	
1	住居	
(1)	留学生用宿舎	35
(2)	民間住宅	36
(3)	留学生向け住宅機関保証について	36
(4)	その他	38
2	「引越し」に際して	38
3	生活情報	
(1)	電気	39
(2)	ガス	39
(3)	水道	39
(4)	ゴミの処理	39
(5)	交通	40
(6)	電話	40
(7)	銀行	41
(8)	郵便	42
(9)	宅配便	42
(10)	買い物	43
(11)	新聞	43
(12)	テレビ・ラジオ	44
(13)	運転免許と自動車・自転車	44
4	緊急時の対応	
(1)	急病の時	45
(2)	火災	48
(3)	交通事故	50
(4)	盗難	51
(5)	地震	51
(6)	台風	56
IV	各種申請届出書類等	
○	各種様式	59
V	その他参考事項	
○	大阪入国管理局 所在地案内図	67
○	(財)大阪国際交流センター・(財)大阪府国際交流財団 所在地	68
○	キャンパスマップ(杉本・阿倍野・梅田サテライト)	69
○	留学生談話室・留学生交流室	70
○	各学部所在地・電話番号等	71

Contents

I Study the Osaka City University

1 Outline of Osaka City University

(1) Outline of the university	• • • •	3
(2) Faculties and Graduate schools	• • • •	3
(3) Academic year calendar	• • • •	4
(4) Holidays	• • • •	4

2 Administration offices for International Students

• • • •	5
---------	---

3 Tuition

(1) Method of payment	• • • •	6
(2) Tuition reduction or exemption	• • • •	7

4 Scholarships

(1) Japanese Government (Monbukagakusho) Scholarship students	• • • •	9
(2) Privately financed students	• • • •	9

5 International student support program

(1) Tutor Program	• • • •	13
(2) Japanese language Course and Japanese situation Course	• • • •	13
(3) Supplemental Japanese language Course	• • • •	14
(4) Events for international students	• • • •	15
(5) Free Pass for cultural facilities	• • • •	15
(6) After graduation	• • • •	16

6 Health and medical care

(1) Annual health checkup	• • • •	16
(2) National Health Insurance program	• • • •	16

7 Rooms for international students

• • • •	17
---------	----

8 Facilities on Campus

(1) Media Center(library)	• • • •	17
(2) Health and Medical Services Center	• • • •	17
(3) Facilities for extracurricular activities	• • • •	17
(4) Osaka City University CO-OP	• • • •	18
(5) ATM	• • • •	18

II Visa procedures

1 Visa and Status of Residence

(1) Obtain Status of Residence	• • • •	21
(2) Change of Status of Residence	• • • •	21
(3) Extension of Period of Stay	• • • •	21
(4) Temporary Departure From Japan and Re-entry	• • • •	22
(5) Non-Academic Activities and Part Time Jobs	• • • •	24
(6) To invite family members to accompany you	• • • •	25
(7) Passport	• • • •	26

2 Registration

(1) Obtaining a Resident Card	• • • •	28
(2) Changes	• • • •	29
(3) Validity and renewal	• • • •	29
(4) If you lose your Resident Card	• • • •	29
(5) Returning your Resident Card	• • • •	29

3 Returning to your home country

(1) Procedures at the university	• • • •	31
(2) Procedures outside the university	• • • •	31

III Daily Life in Japan

1 Housing

(1) Residential facilities for international students	• • • •	35
(2) Private housing	• • • •	36
(3) Housing Guarantor System for International Students	• • • •	36
(4) Others	• • • •	38

2 Relocation

• • • •	38
---------	----

3 Daily Life

(1) Electricity	• • • •	39
(2) Gas	• • • •	39
(3) Water	• • • •	39
(4) Garbage Disposal	• • • •	39
(5) Transportation	• • • •	40
(6) Telephone	• • • •	40
(7) Bank	• • • •	41
(8) Postal Service	• • • •	42
(9) Home Delivery Services “Takuhaibin”	• • • •	42
(10) Shopping	• • • •	43
(11) Newspapers	• • • •	43
(12) TV and Radio	• • • •	44
(13) Drivers license, Automobiles and Bicycles	• • • •	44

4 In Case of Emergency

(1) Emergency health problems	• • • •	46
(2) Fire	• • • •	49
(3) Traffic accident	• • • •	51
(4) Robbery	• • • •	51
(5) Earthquake	• • • •	54
(6) Typhoon	• • • •	57

IV Various notifications

• • • •	59
---------	----

V Other reference materials

○Osaka Regional Immigration Bureau	• • • •	67
○ Osaka International House Foundation and Osaka Foundation of International Exchange	• • • •	68
○Campus map(Sugimoto・Abeno・Umeda)	• • • •	69
○Rooms for international students	• • • •	70
○Faculties address and Phone numbers	• • • •	71

目 录

I 在大阪市立大学学习

1 大阪市立大学的概要

(1) 大学的概要	3
(2) 大学・大学院	3
(3) 学校年历	4
(4) 假日	4

2 外国人留学生的咨询窗口

各种申请的提出和证明的发行窗口	5
-----------------	---

3 关于学费

(1) 缴纳方法	6
(2) 学费减免制度	7

4 奖学金制度

(1) 国费留学生	9
(2) 私费留学生	10

5 留学生支援项目

(1) 辅导员制度	13
(2) 「日语」和「日本情况」科目	14
(3) 日语补习科目	14
(4) 留学生的各种活动	15
(5) 发放文化设施特别入场证	15
(6) 对回国留学生的支援	16

6 健康管理

(1) 定期健康检查	16
(2) 国民健康保险	16

7 留学生谈话室・留学生交流室

17

8 校内的各种设施

(1) 学术情报综合中心(图书馆)的利用	17
(2) 保健管理中心：健康咨询和健康检查	17
(3) 课外活动设施的利用	17
(4) 大阪市立大学生生活协同组合	18
(5) 自动提款机(A T M)	18

II 从入日本国到回国(出国)期间的各种手续

1 签证以及在留手续

(1) 在留资格的取得	21
(2) 在留资格的变更	21
(3) 在留期间的更新	21
(4) 短期出国及再入国	22
(5) 在留资格外活动和打工	25
(6) 办理家属探索手续	25
(7) 护照	26

2 外国人登录

(1) 外国人登录	28
(2) 登录事项有变更的时候	29
(3) 外国人登录证明书的有効期间和更新	29
(4) 外国人登陆证明书丢失的申请	29
(5) 外国人登陆证明书的返还	29

3 关于回国	
(1) 校内的手续	31
(2) 在校外关于生活方面的手续	31
III 在日本的生活	
1 住居	
(1) 留学生宿舍	35
(2) 民间住宅	36
(3) 关于面向留学生的住宅机构的担保	37
(4) 其他	38
2 关于搬家	38
3 生活情报	
(1) 电	39
(2) 煤气	39
(3) 自来水	39
(4) 垃圾的处理	39
(5) 交通	40
(6) 电话	40
(7) 银行	41
(8) 邮政	42
(9) 送货服务	42
(10) 购物	43
(11) 报纸	43
(12) 电视与广播	44
(13) 驾驶证与汽车、自行车	44
4 紧急时的对应	
(1) 急病	45
(2) 火灾	48
(3) 交通事故	50
(4) 被盗	51
(5) 地震	51
(6) 台风	56
IV 各种申请报告资料	
○ 各种文件格式	59
V 其他参考事项	
○ 大阪入国管理局向导图	67
○ (财)大阪国际交流中心以及(财)大阪府国际交流财团向导图	68
○ 校园地图(杉本、阿倍野、梅田)	69
○ 留学生谈话室、留学生交流室	70
○ 各学部所在地和电话号码	71

I 오사카시립대학 학사안내

1 오사카시립대학 서계

(1) 대학 개요	• • • •	3
(2) 대학 · 대학원	• • • •	3
(3) 학년 일정	• • • •	4
(4) 휴업일	• • • •	4

2 외국인 유학생 창구 · 상담실

· 서류 제출처 및 증명서 발행 창구	• • • •	5
----------------------	---------	---

3 수업료

(1) 납부방법	• • • •	6
(2) 수업료 감면 제도	• • • •	7

4 장학금 제도

(1) 국비 유학생의 경우	• • • •	10
(2) 사비 유학생의 경우	• • • •	11

5 유학생 지원 프로그램

(1) 튜터 제도	• • • •	13
(2) 「일본어」 · 「일본사정」 개강	• • • •	14
(3) 일본어 보강	• • • •	14
(4) 유학생을 위한 각종 행사	• • • •	15
(5) 문화시설 특별 입장권 교부 서비스	• • • •	15
(6) 귀국 유학생을 위한 애프터 케어	• • • •	16

6 건강관리

(1) 정기 건강 진단	• • • •	16
(2) 국민건강보험	• • • •	16

7 유학생 상담실 · 유학생 교류실

	• • • •	17
--	---------	----

8 교내 시설

(1) 학술정보종합센터(도서관) 이용	• • • •	17
(2) 보건관리센터 : 건강상담 · 건강진단	• • • •	17
(3) 과외 활동 시설의 이용	• • • •	17
(4) 오사카시립대학 생활협동조합	• • • •	18
(5) 현금자동지급기 (A T M)	• • • •	18

II 일본 입국에서 귀국까지의 각종 절차

1 비자 및 재류 절차

(1) 재류 자격 취득	• • • •	21
(2) 재류 자격 변경	• • • •	21
(3) 재류 기간 갱신	• • • •	21
(4) 일시 출국 및 재입국	• • • •	22
(5) 재류 자격외 활동과 아르바이트	• • • •	25
(6) 가족의 입국절차	• • • •	25
(7) 여권	• • • •	26

2 외국인등록

(1) 외국인등록	• • • •	28
(2) 등록 사항에 변경이 생긴 경우	• • • •	29
(3) 외국인등록증의 유효기간과 갱신	• • • •	29
(4) 분실등에 의한 재류카드의 재교부신청	• • • •	29
(5) 재류카드의 반납에 대해서	• • • •	29

3 귀국시에 관하여		
(1) 학내의 절차	• • • •	31
(2) 학교의 생활상의 절차	• • • •	31
Ⅲ 일본에서의 생활		
1 주거		
(1) 유학생용 숙소	• • • •	35
(2) 민간주택	• • • •	36
(3) 유학생을 위한 주택 기관 보증	• • • •	37
(4) 그 외	• • • •	38
2 「이사」의 경우	• • • •	38
3 생활정보		
(1) 전기	• • • •	39
(2) 가스	• • • •	39
(3) 수도	• • • •	39
(4) 쓰레기 처리	• • • •	39
(5) 교통	• • • •	40
(6) 전화	• • • •	40
(7) 은행	• • • •	41
(8) 우편	• • • •	42
(9) 택배	• • • •	42
(10) 쇼핑	• • • •	43
(11) 신문	• • • •	43
(12) TV · 라디오	• • • •	44
(13) 운전면허와 자동차 · 자전거	• • • •	44
4 긴급시의 대응		
(1) 응급의 경우	• • • •	45
(2) 화재	• • • •	48
(3) 교통사고	• • • •	50
(4) 도난	• • • •	51
(5) 지진	• • • •	51
(6) 태풍	• • • •	56
Ⅳ 각종 신청서류 등		
○ 각종 양식	• • • •	59
Ⅴ 그 외 참고 사항		
○ 오사카입출국관리국 소재지 안내도	• • • •	67
○ (재)오사카국제교류센터 · (재)오사카후국제교류재단 소재지	• • • •	68
○ 캠퍼스 지도(스키모토 · 아베노 · 우메다)	• • • •	69
○ 유학생담화실 · 유학생교류실	• • • •	70
○ 각 학부 소재지 · 전화번호등	• • • •	71

I 大阪市立大学での修学

Study at Osaka City University

在大阪市立大学的学习

오사카시립대학 학사안내

この章では、大阪市立大学で学ぶ留学生の皆さんが、快適に学習や研究活動に励めるよう、本学での修学に必要な情報を紹介しています。

1 大阪市立大学の概要

Outline of the university

大阪市立大学の概要

오사카시립대학 소개

(1) 大学の概要

大阪市立大学は、戦後の学制改革により、旧制の大阪商科大学・同高等商業部・市立都島工業専門学校・市立女子専門学校を統合して、1949年（昭和24年）に設立された。

創立当初は商・経済・法文・理工・家政の5学部であったが、1953年（昭和28年）には、法文学部を法学部・文学部に、1955年（昭和30年）には大阪市立医科大学を合併して医学部とし、さらに1959年（昭和34年）には理工学部を理学部・工学部にそれぞれ分離独立させ、1975年（昭和50年）4月から家政学部を生活科学部と改称し、2008年（平成20年）には大学院看護学研究科を新設、現在8学部と大学院10研究科を擁し、社会科学・人文科学及び自然科学の各分野にわたる研究と教育を使命とする総合大学です。

また、本学は市民の大学として大阪における学術研究の中心となり、深く専門の学芸を研究し、かつ高い学問的教養を授けるとともに、人格の向上を図ることを目的としています。

(2) 大学・大学院

【大学】 8学部

商学部・経済学部・法学部・文学部・理学部・工学部・医学部・生活科学部

【大学院】 10研究科

経営学研究科・経済学研究科・法学研究科・文学研究科・理学研究科・工学研究科
医学研究科・看護学研究科・生活科学研究科・創造都市研究科

(3) 学年暦（2016年度）

月 日		行 事 内 容
4 月	1 日	学年開始
	1 日	留学生のためのオリエンテーション 学部ガイダンス、Web履修登録（学部：～5日） （大学院：～11日）
	4 日	入学式 人権問題ガイダンス、学生生活全般オリエンテーション
	7 日	入学手続関係書類提出 定期健康診断（新入生）
	8 日	前期授業開始（～7月22日）
	中 旬	定期健康診断（在学生）
	21 日	新入生歓迎祭（～23日） ※22日 新入留学生歓迎交流会
6 月	1 日	大阪市立大学 創立記念日（授業実施）
7 月	25 日	前期試験（学部 ～8月5日）
8 月	5 日	夏季休業（～9月15日）
9 月	16 日	研修期間（～30日）
10 月	3 日	後期授業開始（～2月1日）
11 月	3 日	大学祭（～11月6日）
12 月	23 日	冬季休業（～1月7日）
2 月	1 日	後期試験（学部 ～2月14日）
	15 日	研修期間（～3月19日）
3 月	20 日	春季休業

※学年歴は予定のため、変更になる場合があります。

(4) 休業日

- ◎ 土・日曜日
- ◎ 年 末 年 始（12月29日～1月4日）
- ◎ 国民の祝日（国民の祝日に関する法律（祝日法）より）

1月1日	元旦	年の始めを祝う
1月第2月曜日	成人の日	大人になったことを自覚し、みずから生き抜こうとする青年を祝い、はげます
2月11日	建国記念の日	大人になったことを自覚し、みずから生き抜こうとする青年を祝い、はげます
3月21日	春分の日	建国をしのび、国を愛する心を養う
4月29日	昭和の日	自然をたたえ、生物をいつくしむ
5月3日	憲法記念日	激動の日々を経て復興を遂げた昭和の時代を顧み国の将来に思いをいたす
5月4日	みどりの日	日本国憲法の施行を記念し、国の成長を期する
5月5日	こどもの日	自然に親しむとともにその恩恵に感謝し、豊かな心をはぐくむ
7月第3月曜日	海の日	こどもの人格を重んじ、こどもの幸福をはかるとともに、母に感謝する
9月第3月曜日	敬老の日	海の恩恵に感謝するとともに、海洋国日本の繁栄を願う
9月23日	秋分の日	多年にわたり社会につくしてきた老人を敬愛し、長寿を祝う
10月第2月曜日	体育の日	祖先をうやまい、なくなった人々をしのぶ
11月3日	文化の日	スポーツにたししみ、健康な心身をつちかう
11月23日	勤労感謝の日	自由と平和を愛し、文化をすすめる
12月23日	天皇誕生日	勤労をたっとび、生産を祝い、国民たがいに感謝しあう
		天皇の誕生日を祝う

※ 祝日と日曜日が重なる場合は、翌日の月曜日が休日（振替休日）になります。

2 外国人留学生の窓口・相談先

Administration offices for International Students

外国人留学生的咨询窗口

외국인 유학생 창구·상담실

留学生の入学手続き、授業科目の履修登録、その他の補助申請などの事務手続きは、各学部・研究科事務室を通じて行ってください。

【学内】

(1) 学生サポートセンター

(各学部・研究科教務担当)

- ① 学部、大学院などの授業に関すること

(2) 国際センター

- ① 学習・日常生活のすべてに関すること
- ② 授業料減免・奨学金に関すること
- ③ チューターに関すること
- ④ 上野芝留学生宿舍・その他住居に関すること
- ⑤ 留学生関係施設の使用に関すること

◎ 諸届提出先及び諸証明発行窓口一覧

事 項		取 扱 窓 口	適 要
教 務 関 係	休 学 届 保 証 人 変 更 届 住 所 変 更 届 退 学 願 追 試 験 願 学 生 証 再 交 付 願	学生サポートセンター (各学部・研究科教務担当)	① 事由発生の際は、速やかに手続きすること。 ② 「全学共通科目シラバス・履修案内」、「学部・研究科履修要覧」をよく読んでおくこと。
	在 学 証 明 者 成 績 証 明 書 卒 業 見 込 証 明 書 卒 業 証 明 書 健 康 診 断 証 明 書	(証明書自動発行機設置場所) ・学生サポートセンター ・学術情報総合センター 1Fエントランス ・医学部学舎1F ・創造都市研究科 梅田サテライト	① 証明書自動発行機にて有料交付 (1通100円 * 健康診断証明書は1通200円) ② 健康診断証明書は定期健康診断を必ず受けておくこと
明	国費留学生証明書 奨学金受給証明書 授業料減免証明書 留学生各種変更届 一時出国届 資格外活動報告書	国際センター	① 各証明書は、1通につき100円の手数料がかかります。 所要日数は1日(申請日の翌日13時以降)となります。

【学外】

公益財団法人大阪国際交流センター 情報企画課

所在地 : 大阪市天王寺区上本町 8-2-6

※地図等は付録 68 ページを参照

電話 : 06-6773-8182

<http://www.ih-osaka.or.jp/>

3 授業料等

Tuition

关于学费

수업료등

(1) 納付方法

入学試験を受ける時は入学検定料、入学する時は入学科、また入学後には授業料を支払わなければなりません。ただし、国費留学生及び大学・学部(研究科)間で授業料を相互に不徴収とする国際学術交流協定に基づいて受け入れられた短期留学生である場合は、支払う必要はありません。

① 入学検定料 入学試験出願時に支払います。

② 入 学 料 入学手続き時に支払います。

③ 授 業 料 年 2 回(前期・後期)に分けて、それぞれ 5 月と 10 月に支払います。

もし、授業料の改定が行われた場合は、改定後の金額を納付します。

入学検定料と入学科は当初に 1 回支払うだけですが、授業料は在籍する期間ごとに支払わなければなりません。

(2) 授業料減免制度

経済的な理由により授業料納付が困難であり、学力基準を満たす私費留学生(正規課程に在籍する者)は、予算の範囲内で、本人の申請に基づき、選考のうえ、授業料の減額または、免除される制度があります。

申請書提出期限は概ね 4 月中旬となっています。必ず指定の期間中に申請者自身が必要な書類を取り揃えて、所定の期日に提出することになっています。期限を守らなかった場合は、申請を受理してもらえないので、十分注意してください。

提出書類や学業成績などを厳正に審査し、選考の結果、減額または免除される者が決定されます。

① 対 象 : 正規課程に在籍する私費外国人留学生(外国政府派遣留学生は除く)

② 申 請 : 4 月上旬(3 月に詳細を全学ポータルサイト及び掲示板でお知らせします。)

③ 問い合わせ先 : 国際センター

Tuition reduction or exemption

Regular privately financed undergraduate and graduate degree students who have excellent academic records but are having financial difficulties may apply for tuition reduction or exemption (availability depends on the university budget limits). Details will be posted on the University-wide Portal and the bulletin board of the Global Exchange Office around the end of March. Applicants have to obtain an application form and submit it with all other required documents by the deadline (in the middle of April). Students will be notified of the results individually by mail in the beginning of August.

- ① Eligibility Regular privately financed undergraduate and graduate degree students (except international students dispatched by foreign governments)
- ② Application period Beginning of April (details on the University-wide Portal and the bulletin boards of the Global Exchange Office at the end of March)
- ③ Contact Global Exchange Office : 06-6605-3558

学费减免制度

由于经济上的原因缴纳学费困难，并且符合学习成绩标准的私费留学生（限正规课程在籍留学生），由本人申请并经过评审，其学费可被减免或者免除。

申请书的提交期限为4月中旬。申请者本人必须在指定的期限之内，备齐所需的书面资料，并提交到各学部/研究科事务室。请注意，凡是在规定期限内没有提交所需资料的，将不予受理。

提交的资料和学习成绩经过严格审查来决定学费的减免者和免除者。

- ① 对 象：正规课程的在籍私费外国人留学生（外国政府派遣留学生除外）
- ② 申 请：4月上旬（必要事项将于3月末在布告栏上公布）
- ③ 问 讯 处：各学部/研究科事务室、国际中心（研究支援课国际交流担当）
关于申请资料的受理和截止等信息，将公布在国际中心以及各学部（研究科）的布告栏上，请确认。

수업료 감면 제도

경제적인 이유로 인하여 수업료 납부가 곤란하며 일정 학력 기준에 달한 사비유학생(정규과정에 재적하는 자)은 예산 범위안에서 본인 신청에 의해 선별 후, 수업료 감액 또는 면제되는 제도가 있습니다.

신청서 제출기한은 대략 4월 중순입니다. 반드시 신청자가 지정기간안에 필요한 서류를 구비하여 각 학부·연구과 사무실에 제출해야 합니다. 기간을 엄수하지 않았을 경우에는 신청을 할 수 없으므로 주의해 주시기 바랍니다.

제출 서류와 학업 성적 등을 엄격히 심사하여 감액 또는 면제가 결정됩니다.

- ① 대 상：정규과정에 재적하고 있는 사비 외국인 유학생
(외국정부 파견 유학생은 제외)
- ② 신 청：4월 상순
(3월말에 상세한 사항을 학교포탈사이트(학교홈페이지내) 및 게시판에 게시합니다)
- ③ 문 의 처：국제센터

4 奨学金制度 Scholarships 奨学金制度 장학금 제도

(1) 国費留学生の場合

日本政府(文部科学省)の奨学金を受けている国費留学生の場合は、月額146,000円(研究生)、月額147,000円(前期博士課程)、148,000円(後期博士課程)が給付されます。(金額については2015年3月現在であり、今後改訂されることがあります。)

(2) 私費留学生の場合

私費留学生にとって、日本での生活費を確保することは大変なことです。誰でもアルバイトの時間を極力減らし学業に専念するために奨学金を獲得したいと願っていますが、奨学金の受給は競争が激しく、現実は大変厳しいことを承知しておいてください。

本学に届けられた奨学金の募集通知については、全学ポータルサイトと国際センター掲示板でお知らせします。見落としの無いよう注意して、必ず定められた期限内に手続きを行ってください。応募方法は、大学が推薦するものと本人が直接応募するものがあります。大学から推薦するものについては、学内選考を経て国際センターから募集先の財団等に推薦します。

大学推薦の奨学金申請には、「各種奨学金希望調書」を提出しておく必要があります。

- 募集時期 : 奨学金の募集時期になりますと、必要事項を全学ポータルサイトと国際センター掲示板に掲示してお知らせします。

- ★ 問い合わせ先 : 国際センター 06-6605-3558

留学生の皆さんが現在応募できる奨学金としては、次のようなものがあります。

① 国費留学生(国内採用国費留学生へ採用する制度)

すでに日本の大学に私費留学生として在学している人で、学部の最終学年に進学する人、または大学院に在学、あるいは進学予定の人を対象に、国費留学生として採用する制度です。

② 私費外国人留学生学習奨励費(日本学生支援機構)

私費正規留学生で、学業、人物ともに優れ、かつ経済的理由により就学が困難な学生に対して学習奨励費を支給する制度です。4月中旬に「各種奨学金希望調書」を提出された学生の中から選考します。学内推薦者には5月上旬に直接通知します。

③ 民間奨学団体などの奨学金

民間の奨学団体や地方公共団体が提供する奨学金制度があります。奨学金の額は月額3万円から15万円程度までさまざまですが、概ね5万円から10万円のものが中心となります。奨学金によってそれぞれ、応募資格・募集人員などが異なります。募集通知は、随時、全学ポータルサイトと国際センター掲示板で掲示されます。応募したいものがあったときは、国際センターに申し出てください。

なお、毎年、募集が行われている奨学金については、独立行政法人日本学生支援機構(JASSO)のホームページ <http://www.jasso.go.jp/> で情報を得ることができるので参考にしてください。

(1) Japanese Government (Monbukagakusho) Scholarship students

Graduate students receive 146,000yen (research student) 147,000yen (master's course) and 148,000yen (doctoral course)

* Monthly stipends may be amended

(2) Privately financed students

It is difficult for privately financed students to cover the cost of living in Japan. Every student hopes to be awarded a scholarship; however, since the resources of the scholarship programs are limited, the competition is very high.

Some scholarship programs require a recommendation from the university, while others can be applied for directly by students. For scholarships that require recommendation from the university, candidates are selected from among applicants and these candidates' applications are submitted by the Global Exchange Office to the foundation of the scholarship program.

Notification and application guidelines are posted on the on-line University-wide Portal or the bulletin board in front of the Global Exchange Office. Make sure to submit your application form and any other required documents within the designated period. If you wish to apply for the scholarship which requires recommendation from the university, you have to submit a "various scholarships application form" (kakusyu syogakukin kibochosyo) to the Global Exchange Office in advance.

Contact: Global Exchange Office : 06-6605-3558

Students can apply for the following scholarships:

① The Japanese Government Scholarship (domestic application basis)

Privately financed students who attend Japanese Universities may apply for Japanese Government Scholarship when they reach the senior year of an undergraduate course, or while they are in, or planning to enter a graduate course.

② Honors Scholarship (JASSO)

This program is for privately financed undergraduate and graduate students who have excellent academic records and a positive attitude, but are having financial difficulties.

Candidates will be chosen from among the students who submitted "various scholarships application form" to the Global Exchange Office in the middle of April. We will contact candidates around early May.

③ Private and Public Scholarship

Other scholarships are offered by private organizations, local governments and public organizations. Monthly stipends vary from 30,000yen to 150,000yen, but most are between 50,000yen and 100,000yen. Conditions vary depending on the program. Please check the University-wide Portal and the bulletin board. If you wish to apply, please contact Global Exchange Office.

You can also find more information about scholarships offered throughout the year through the website of the Japan Student Services Organization (JASSO); <http://www.jasso.go.jp>

(1) 国费留学生

日本政府(文部科学省)国费留学生的奖学金金额为: 研修生每月146,000日元, 硕士课程留学生每月147,000日元, 博士课程留学生每月148,000日元。

(以上金额是2014年3月的标准, 以后有可能变动)

(2) 私费留学生

对于私费留学生来说,确保在日本的生活费和学费是件很不容易的事情。谁都希望能够获得奖学金,以便减少打工的时间,专心学习。但请理解申请奖学金的竞争是非常激烈的,现实是很严峻的。

有关申请奖学金的信息,会发布在大学主页上,并通知到各个学部、研究科的事务室。申请方法有大学推荐和本人直接申请两种。由大学推荐的奖学金,首先要通过校内评审,然后由国际中心向相应的奖学金财团推荐。

各学部(研究科)通常会将有奖学金的通知贴到布告栏上,请注意不要漏看,一定要在规定的期限内办理手续。

由大学推荐的奖学金,需要提交《各种奖学金希望调书》。

● 申请时期:奖学金的申请时期和所需事项,会在大学主页和布告栏上公布。

★ 问 讯 处:各学部/研究科事务室

国际中心 06-6605-3558

留学生可以申请的奖学金,有以下几种。

① 国内采用(国费留学生制度)

国费留学生的采用对象是:当前在日本的大学就读的私费留学生,并且将升学到本科的最终学年的人;正在就读于研究生院,或者预计升学到研究生院的人。

② 私费外国人留学生学习奖励费

学习奖励费以品学兼优,但由于经济上的原因而就学困难的私费留学生为对象。月中旬从提交了“各种奖学金申请书”的学生中进行选拔。5月上旬会直接通知学校内被推荐者。

③ 民间奖学团体的奖学金

另外,还有民间的奖学团体、地方公共团体提供的奖学金制度。奖学金的金额从每个月3万日元到15万日元左右不等,一般以5万日元到10万日元为主。每种奖学金的申请资格和招募人数等都有所不同。申请奖学金的通知会随时发布到大学门户网站以及各学部(研究科)的布告栏上。希望申请时,请直接到国际中心报名。

此外,从独立行政法人日本学生支援机构(JASSO)的主页<http://www.jasso.go.jp>上可以收集到每年募集奖学金的信息。

(1) 국비유학생의 경우

일본정부(문부과학성) 장학금을 받고 있는 국비유학생의 경우는 연구유학생에 대해서는 매월146,000엔(연구생), 매월147,000엔(석사) 148,000엔(박사)입니다.(금액에 대해서는 2014년3월 현재 기준이며 향후 개정되는 경우가 있습니다.)

(2) 사비유학생의 경우

사비유학생은 일본에서 생활비를 확보하는 것이 매우 힘듭니다. 누구나 아르바이트 시간을 최소한으로 줄여 학업에 전념하기 위하여 장학금을 획득하고자 하지만 장학금 수혜는 경쟁이 심하고 현실적으로 어렵다는 것을 인식해 두어야 합니다.

본교에서 실시하는 장학금의 모집 통지에 대해서는 학교포털사이트(홈페이지내)와 국제센터 게시판에 게시하고 있습니다. 못보는 일이 없게 주의하여 꼭 정해진 기간내에 신청하시기 바랍니다. 응모방법은 대학이 추천하는 것과 본인이 직접 응모하는 것이 있습니다. 대학으로부터 추천에 대해서는 학내결정을 통해 국제센터에서 모집처 재단 등에 추천합니다.

대학 추천의 장학금 신청에는 「각종 장학금 희망신청서」를 제출해야 합니다.

- 모집기간 : 장학금의 모집시기가 되면, 필요사항을 전학 포털 사이트와 게시판에 게시해서 알립니다.

★ 문의처 : 국제센터 06-6605-3558

유학생 여러분이 현재 응모할 수 있는 장학금으로는 다음과 같은 것이 있습니다.

① 국비유학생 (일본국내 채용제도)

일본 대학에 사비 유학생으로서 재학하고 있는 사람으로, 학부의 마지막학년이 경우 또는 대학원에 재학, 진학 예정인 사람을 대상으로 국비유학생으로 채용하는 제도입니다.

② 사비외국인 유학생 학습장려비

사비유학생으로 학업 및 인격이 우수하고 또한 경제적인 이유로 인해 취학이 곤란한 학생을 대상으로 학습장려비를 지급하는 제도입니다. 신청서를 제출하고, 선별 결과에 따라 학부 유학생에게는 월48,000엔, 대학원 유학생에게는 월65,000엔이 지급됩니다(금액에 대해서는 2013년 3월 현재기준이며 향후 개정되는 경우가 있습니다). 4월 중순에 ‘ 각종장학금희망조사’를 제출한 학생중에서 선발합니다. 교내 추천자에게는 5월중순에 직접통지합니다.

③ 민간 장학단체 등의 장학금

민간 장학단체나 지방공공단체가 제공하는 장학금제도가 있습니다. 장학금 금액은 월3만엔에서부터 20만엔정도까지 다양하지만 대략 5만엔에서 10만엔정도가 많습니다. 장학금에 따라서 각각 응모자격・모집인원 등이 다릅니다. 모집통지는 수시로 학교 포털사이트(학교홈페이지내)와 국제센터에 게시됩니다. 응모를 희망하는 경우에는 국제센터에 신청하기 바랍니다.

또한, 매년 모집이 이루어지고 있는 장학금에 대해서는 독립행정법인 일본학생지원기구(JASSO) 홈페이지 <http://www.jasso.go.jp> 에서 정보를 얻을 수 있으니 참고하시기 바랍니다.

◎ 奨学金の種類(2015年度受給分・金額等については2016年3月現在であり、今後改訂されることがあります。)
Scholarships (as of March 2016, may be amended)

奨学金の種類(金額等以2016年3月为标准, 以后有可能变动)。

장학금의 종류 (2016년도수입분・금액에 관해서는 변경되는 경우가 있습니다。)

各 種 団 体 名 等	対 象 者	支給期間	募集時期	金額(月額)
文部科学省 国費外国人留学生(国内採用)	大学院生	最 短 修業年限	1 1 月上旬	大学院生 1 4.7 万円 (修士) 1 4.8 万円 (博士)
富本奨学財団	学部学生 大学院生	最 短 修業年限	4 月上旬	4 万円
ナインティナイン・アジア 留学生奨学基金	学部学生・大学院生 アジア地域 理・工系	最 短 修業年限	4 月中旬	5 万円
滝崎記念アジア留学生奨学基金	アジア地域 学部理工系 1 年生	最 短 修業年限	4 月中旬	5 万円
日本学生支援機構 私費外国人留学生学習奨励費	学部学生 大学院生	1 年間	5 月上旬	学部生 4. 8 万円 大学院生 4. 8 万円
ロータリー米山記念奨学金	当該年度学部 3・4 年生、 修士 1・2 年生、 博士 2・3 年生 (医は 3・4 年生)	最長 2 年	8 月中旬	学部生 1 0 万円 大学院生 1 4 万円
平和中島財団	学部生 大学院生	1 年間	9 月上旬	1 0 万円
大遊協 国際交流・援助・研究協会	申請時学部・大学院 1 年 大阪府下在住	最 短 修業年限	1 0 月下旬	学部生 5 万円 大学院生 7 万円
市川国際奨学財団	学部生・大学院生 アジア地域、35 歳未満	最長 2 年	1 2 月下旬	1 0 万円
共立国際交流奨学財団	申請時に学部 1. 2 年生、 博士 1 年生 アジア地域	1 年間 もしくは 2 年間	1 2 月上旬	6 万円 もしくは 1 0 万円

○ その他の奨学金 : 大阪市立大学一般奨学金、大阪市立大学大学院浦上奨学金、ドコモ留学生奨学金、
豊田通商留学生奨学金、三菱商事留学生奨学金、山本猛夫記念奨学基金、日輝・実吉奨学会、川嶋章司
記念スカラーシップ、樫山奨学財団、藤井国際奨学財団、服部国際奨学財団、安田奨学財団、朝鮮奨学会、
富士ゼロックス小林節太郎記念基金 (順不同)

※上記以外の奨学金の募集もありますので、随時、全学ポータルサイトと掲示板を確認してください。

5 留学生支援プログラム

International students support program

留学生支援项目

유학생 지원 프로그램

(1) チューター制度

留学生にとって日本人学生と同じように勉学するのは大変なことです。本学では外国人留学生に日本語能力や基礎学力を補充して、学習上の援助をおこなうとともに、日常生活の助言などをおこなうため、チューター制度を設けています。

期間は、原則として大学に入学した最初の1年です。

★ 問い合わせ先：国際センター 06-6605-3558

Tutor Program

This program is to help first-year students adjust to Japanese culture, college environment and daily life, as well as to provide language support. Tutors will be assigned to undergraduate students for one year.

Contact: Global Exchange Office : 06-6605-3558

辅导员制度

对留学生来说，同一般日本学生一样上课学习是件相当不容易的事。为了从学习方面帮助外国人留学生，使他们巩固和提高日语能力与基础学力，同时在日常生活方面提供有益的建议，本校设立了辅导员制度。

期限原则上是入学的第一年。

★ 问讯处：各学部/研究科事务室

国际中心 06-6605-3558

튜터 제도

유학생이 일본인 학생과 동일하게 공부하는 것이 힘들기 때문에 본교에서는 외국인 유학생에게 일본어능력이나 기초 학력을 보충하여 학습에 도움을주는 동시에 일상생활의 조인등을 위하여 Tutor제도를 설치하고 있습니다.

기간은, 원칙적으로 대학에 입학한 최초 1년입니다.

★ 문의처 : 국제센터 06-6605-3558

(2) 「日本語」・「日本事情」の開講（対象：学部学生）

留学生の日本語能力の向上や日本理解の促進に役立つよう、「日本語」・「日本事情」を開講しています。単位の取得が可能です。

★ 問い合わせ先：学生支援課 共通教育担当

Japanese Language Course and Japanese Affairs Course

These are regular academic courses for undergraduate students and awarded with credits.

Contact: General Education Section, Student support Division

「日语」和「日本情况」科目（对象：学部学生）

为了帮助留学生提高日语能力以及促进对日本的理解而开设了「日语」和「日本情况」科目。选修上述科目可以取得学分。

★ 问讯处：学生支援科 共同教育部门

「일본어」・「일본의 상황」수업（대상：학부학생）

유학생의 일본어 능력 향상과 일본에 대한 이해에 대해 도움이 되고자 「일본어」・「일본상황」을 개강하고 있습니다.

★ 문의처：학생지원과 공통교육담당

(3) 日本語補講

日本語能力の向上を目指す留学生を対象として、日本語補講を実施しています。

（ただし、正規科目ではありませんので、受講しても単位の取得はできません。）

※平成28年度は、毎週月曜3・4時限目に開講

また無料で教材の貸出もおこなっています。

★ 問い合わせ先：国際センター 06-6605-3558

Supplemental Japanese Class

This is not a regular academic program thus credits are not awarded. (Classes are offered every Monday in the 3rd and 4th block, as of 2016)

Educational materials are available on loan.

Contact: Global Exchange Office : 06-6605-3558

日语补习科目

以希望提高日语能力的留学生为对象, 开设日语补习科目。

（因为不是正规科目, 所以只能参加学习, 不能取得学分。）

※平成28年度上课时间是每周一的第3节和第4节。

另外, 教材免费出借。

★ 问讯处： 国际中心 06-6605-3558

일본어 보강

일본어 능력 향상을 지향하는 유학생을 대상으로 일본어 보강을 실시하고 있습니다.

（정규과목은 아니므로 수강하여도 단위 취득은 할 수 없습니다.）

※2016년도는 매주 월요일 3・4 교시에 개강

또한 무료로 교재를 대출하고 있습니다.

★문의처：국제센터 06-6605-3558

(4) 留學生のための各種行事

日本文化・歴史・自然等に触れる機会として「日帰り研修」、留学生と教職員・留学生支援関係者との交流親睦をはかるために「学生国際交流会」などを開催しています。これら大学主催の行事や各種留学生支援団体主催行事のほか、大阪国際交流センターでは、留学生が日本や大阪の文化に触れられるよう、さまざまな文化事業への招待を行っています。

各種行事の募集や通知は、その都度全学ポータルサイトと国際センター掲示板に掲示しますので、多くの行事に参加し、留学時代の良き思い出としてください。

Events for international students

There are several events such as a one-day excursion, international students festivals, etc. with opportunities to get in touch with Japanese culture, history and nature, organized by the university and various international students support groups. Also, the Osaka International House Foundation regularly invites students to events. Please check the University-wide Portal and the bulletin board of the Global Exchange Office.

留学生的各种活动

为了使留学生有更多的机会接触并了解日本文化、历史和自然，学校举办「一日研修」，另外为促进留学生和教职员工以及留学生支援者之间的交流，还举行「学生国际交流会」等活动。除了这些由大学主办的活动和各种留学生支援团体主办的活动以外，为了使留学生能够接触到日本以及大阪的文化，(财)大阪国际交流中心还邀请留学生参加各种各样的文化事业活动。

以上各种活动的通知将公布在「留学生布告栏」上。请各位留学生积极参加各种活动，为留学时代创造美好回忆。

유학생을 위한 각종 행사

일본문화·역사·자연 등을 접하는 기회로서「당일연수」、유학생과 교직원·유학생 지원관계자와의 교류친목을 도모하기 위하여「학생국제교류회」등을 개최하고 있습니다. 이러한 대학 주최의 행사나 각종 유학생 지원단체 주최 행사 외에 (재)오사카국제교류센터에서는 유학생이 일본이나 오사카 문화를 접하도록 다양한 문화 사업으로 초대를 하고 있습니다.

각종 행사의 모집이나 통지는 학교 포털사이트(홈페이지내) 및 국제센터에 게시하므로 많은 행사에 참가하여 유학생생활의 좋은 추억을 만들기 바랍니다.

(5) 文化施設特別入場証の交付サービス

大阪府内の史跡、美術館、博物館などに無料で入ることができる特別入場証があります。在留資格が「留学」となっている全ての正規留学生に交付されます。交付は、5月ごろに所属学部・研究科を通じて行われます。

Free Pass for cultural facilities

All degree students with a 'college student' residency status will receive a free pass for certain historical spots, art, museums and other cultural facilities in Osaka. The passes are handed out in May by the faculty/graduate school offices.

发放文化设施特别入场证

向在留资格为“留学”的所有正规留学生发放可以免费参观大阪府内历史遗迹、美术馆、博物馆等的特别入场证。该特别入场证将是在5月份通过所属学部/研究科事务室发给大家。

문화시설 특별입장증의 교부 서비스

오사카부내의 사적·미술관·박물관 등에 무료로 입장할 수 있는 특별입장증이 있습니다. 재류 자격이「유학」으로 되어있는 모든 정규 유학생에게 교부됩니다. 교부절차는 5월경에 소속 학부·연구과 사무실을 통하여 이루어집니다.

(6) **帰国留学生へのアフターケア**

卒業・修了留学生名簿を作成しますので、卒業後の勤務先、住所等が決まりましたら、国際センターにお知らせください。

After graduation

Please notify your address and your place of employment to Global Exchange Office as we make a list of Osaka City University alumni.

对回国留学生的支援

为了便于编辑制作毕业留学生名册，请各位留学生在确定了毕业后的工作单位和住址之后，通知国际中心。

귀국 유학생의 애프터 케어

졸업・수료 유학생 명부를 작성하므로 졸업후의 근무처, 주소 등이 결정되면 국제센터에 알려주기 바랍니다.

6 健康管理

Health and Medical care

健康管理

건강관리

健康は、快適な留学生活を送るための必要条件です。留学生の皆さんは、慣れない環境で体調をくずしがちです。少しでも具合が良くないと思ったら、早い時期に保健管理センター(杉本キャンパス内)で相談するか、医師の診断を受けるようにしてください。

(1) **定期健康診断**

大学では、毎年春（新入生は入学手続き日、在学生は4月中旬）に定期健康診断を実施しています。この定期健康診断は必ず受診してください。これに基づいて、奨学金、留学生宿舍入居などの申請に必要な「健康診断証明書」を発行します。

(2) **国民健康保険と医療費**

国民健康保険制度は、医療費の負担を軽くするために、加入者が掛け金を出し合い、医療費にあてようとする相互扶助を目的とした全国的な制度で、各地方自治体がその事務を取り扱っています。1年以上日本に滞在する留学生は、すべて(同家族も含む)国民健康保険への加入が義務付けられています。

加入者は保険料(税)を支払わなければなりませんが、この保険によって治療費や入院費の30%を負担するだけで済むのです。医療機関にいく時には必ず国民健康保険被保険者証を持って行き、窓口で提示してください。この保険は、通常、海外旅行傷害保険では対象外とされる歯科疾病・慢性疾患や出産費にも適用される部分があります。

加入手続きは在住の市(区)町村の国民健康保険担当課で行いますが、この時には「パスポート」、「在留カード」(または「外国人登録証明書」)、「印鑑」(お持ちの方)の提示が必要です。また、前年の収入が基準額以下の場合には、保険料(税)の減額申請もできますので、在住の市(区)町村の国民健康保険担当課の窓口でお問い合わせください。

- ① 在留期間1年以上の留学生は、「国民健康保険」に加入しなければなりません。
- ② 加入手続は、居住している区役所(大阪市内・堺市内など)、市町村の国民健康保険課で行ってください。

- ③ 国民健康保険に加入するには、保険料（税）を払う必要があります。
ただし、留学生の場合「所得」が無いことを申告すれば、保険料が減額されます。窓口で相談してください。
- ④ 入院等で医療費が高額になった場合、「国民健康保険」から「高額療養費」として、払い戻しの制度があります。窓口で相談してください。

7 留学生談話室・留学生交流室

Rooms for international students

留学生谈话室・留学生交流室

유학생 상담실・유학생 교류실

本館地区第2学生ホール2階に留学生談話室を、第11合同部室3階に留学生交流室及び留学生会室を設置しています。いつでも気軽に利用して日本人学生や留学生相互の交流の場にしてください。

なお、留学生談話室では、イスラム礼拝時間を設けています。詳細は国際センターまでお問い合わせください。

★ 問い合わせ先：国際センター 06-6605-3358

8 学内の諸施設

Facilities on Campus

校内的各种设施

학교내 시설

(1) 学術情報総合センター(図書館)の利用

杉本キャンパスに学術情報総合センターが、医学部・医学研究科のある阿倍野キャンパスに学術情報総合センター医学分館があります。センター及び医学分館の利用には磁気カード(学生証あるいは学術情報総合センター専用カード)が必要です。

開館時間及び休館日等は学術情報総合センターの掲示やホームページを参照してください。

★ 問い合わせ先：学術情報総合センター運営課 06-6605-3240
学術情報総合センター医学分館 06-6645-3491

(2) 保健管理センター：健康相談・健康診断、カウンセリングルーム

保健管理センターでは、学生の健康を守るため健康上のさまざまな相談、診療、応急措置及び学生の健康診断に取り組んでいます。健康上のことなら、なんでも相談してください。診療は内科のみですが、内科以外の病気や怪我でも対応します。症状によっては、他の医療機関を紹介します。また、カウンセリングルームでは、カウンセラーが皆さんのメンタルヘルスの維持や悩みの相談にも応じています。

★ 問い合わせ先：保健管理センター 06-6605-2108

(3) 課外活動施設の利用

体育館や運動場などの課外活動施設は、体育実技の授業の他、課外活動サークルとして登録されている場合には許可を受けて利用することができます。

★ 問い合わせ先：学生サポートセンター（学生支援課 厚生担当） 06-6605-2103

(4) **大阪市立大学生生活協同組合**

① 食堂

キャンパス内の学生食堂は、杉本キャンパスでは本館地区に学生食堂とメタセコイア（田中記念館1階）、旧教養地区にも学生食堂、学術情報総合センター1階にウイステリアの4箇所があります。阿倍野キャンパスには1箇所の食堂があります。営業日は土・日・祝日を休業とし、夏・冬・春の長期休業日には別途休業しますので、注意してください。

② 売店

キャンパス内の売店は、杉本キャンパスでは本館地区で1箇所、旧教養地区で1箇所あります。阿倍野キャンパスにも1箇所あります。営業日は上の食堂と同じく土・日・祝日は休業とし、夏・冬・春の長期休業日には別途休業しますので、注意してください。

★ 問い合わせ先：生活協同組合総務部 06-6605-3011

※医学部付属病院内には、食堂、コンビニエンス・ストア等があります。

(5) **現金自動預払機（ＡＴＭ）**

杉本キャンパスでは、学術情報総合センター1階に大阪市信用金庫のＡＴＭがあります。阿倍野キャンパスにも、附属病院B1Fに大阪市信用金庫のＡＴＭがありますので、利用してください。

Ⅱ 日本入国から帰国(出国)までの各種手続き

Visa procedures

从入日本国到回国期间的各种手续

일본 입국에서 귀국(출국) 까지의 각종 절차

この章では、本学で学ぶこととなった留学生の皆さんが、日本に入国してから帰国（出国）するまでの各種の手続きについて紹介しています。

1 査証(ビザ)及び在留手続き

Visa and Status of Residence

签证及在留手续

사증(비자) 및 재류 절차

在留資格とは

出入国管理及び難民認定法第22条の2で定められている在留資格をいいます。
留学生の場合は、原則、「**留学**」という在留資格になります。

(1) 在留資格の取得

到着した空港(海港)では、入国審査官が旅券は有効か、有効な査証を取得しているか、その他入国目的、滞在予定期間などについて審査を行います。その結果、入国(上陸)が許可されると、在留資格と在留期間が決定され、「上陸許可」の印が旅券面に押されます。

(2) 在留資格の変更

現在認定されている在留資格を変更しようとする場合は、最寄りの入国管理局で在留資格の変更許可を受けなければなりません。ただし、変更は、申請すれば必ず許可されるというものではありません。

大学の留学生の在留資格は原則として「**留学**」になっています。(奨学金、宿舍の入居手続には、在留資格「**留学**」が必要です。)

申請時に必要な書類は次のとおりです。

提出書類

- ① 在留資格変更許可申請書(用紙は入国管理局にあります。また、入国管理局のホームページからダウンロードできます。)
- ② 手数料4,000円
- ③ 入学許可書または在学証明書(証明書自動発行機で発行します。)
- ④ 研究内容が記載された証明書または聴講科目及び時間数が記載された履修届写し等の証明書(研究生及び研修生)
- ⑤ 旅券(パスポート)または在留資格証明書【提示】
- ⑥ 写真(縦4cm×横3cm)1枚 写真の裏面に氏名を記入し、申請書に添付して提出)
- ⑦ 資格外活動許可書(同許可書の交付を受けている者に限ります)【提示】
※上記のほか、審査の過程で追加書類の提出を求められることがあります。

標準処理期間：1か月～3か月 ※余裕を持って申請を行ってください。

(3) 在留期間の更新

在留期間は在留資格とともに決定されますが、現在の資格のまま在留期間を延長したい場合には、在留期間更新の許可を受けて延長しなければなりません。

在留期間更新は、在留期間の満了する3ヶ月前から満了までの間に、入国管理局に申請してください。

※ 前年度の取得単位が著しく少ない場合は、延長が許可されない場合がありますので、十分留意してください。また、在留期間の更新が1日でも遅れると、不法滞在となりますので、必ず期限までに更新手続を行ってください。

申請時に必要な書類は次のとおりです。

提出書類

- ① 在留期間更新許可申請書（用紙は入国管理局にあります。また、入国管理局のホームページからダウンロードできます。）
 - ② 手数料 4, 000円
 - ③ 在学証明書（証明書自動発行機で発行します。）
 - ④ 教育を受けている機関からの在学証明書及び成績証明
 - (1) 学部生、大学院生の場合

在学証明書（在学期間の明記されたもの）、成績証明書
 （4月に入学したばかりで大阪市立大学での成績証明書が提出できない場合、入学前に通っていた学校の成績証明書・出席証明書・卒業証明書を提出）
 - (2) 研究生
 - a. 在学証明書（在学期間の明記されたもの）、成績証明書
 - b. 大学の学部等の機関が発行した研究内容についての証明書
 - (3) 聴講生
 - a. 在学証明書（在学期間の明記されたもの）、成績証明書
 - b. 大学の学部等の機関が発行した聴講科目及び時間数を記載した履修届出写し等の証
 - ⑦ 写真（縦 4 cm×横 3 cm） 1 枚 写真の裏面に氏名を記入し、申請書に添付して提出）
 - ⑧ 在留カードまたは外国人登録証明【 掲示 】
 - ⑨ 資格外活動許可書（同許可書の交付を受けている者に限ります）【 提示 】
 - ⑩ 旅券（パスポート）または在留資格証明書【 提示 】
- 上記のほか、審査の過程で追加書類の提出を求められることがあります。

※創造都市研究科で在留期間更新申請書の4枚目、2の（4）「授業形態」において「昼夜間制」を選択した場合、在籍管理整備書が必要となります。その場合は、創造都市の教務担当に上記書類の発行依頼をしてください。書類の作成には時間がかかるため、余裕をもって申請を行うようにしてください。

標準処理期間：2週間～3か月 ※余裕を持って申請を行ってください。

※ 必要書類は、在留資格や個別の状況により異なりますので、事前に外国人在留総合インフォメーション・センターで確認してください。

なお、国費留学生証明書、奨学金受給証明書、授業料減免証明書は、国際センターで発行します。

(4) 一時出国及び再入国

許可されている在留期間内に長期休業（夏休み等）などを利用しての帰国、海外旅行など、一時的に日本を出国し、再び日本に入国する場合は、出発前に必ず在留期間を確認してください。再入国前に在留期間が切れてしまうと、改めて入国目的に応じた在留資格の取得が必要

要になりますので、注意してください。

また、新しい制度の導入により、有効な旅券（パスポート）及び在留カード（もしくは外国人登録証明書）を持参すると、一時的に出国し、一年以内に再入国する場合は、原則として再入国許可を受ける必要がなくなります。（この制度を「みなし再入国許可」といいます。）出国する際には、必ず在留カード（または外国人登録証明書）と旅券（パスポート）を提示してください。

「みなし再入国許可」で出国するときは次の点に注意してください。

- ① 出国する際には、みなし再入国許可で出国することを再入国出国記録（ＥＤカード）の所定の欄に記載し、出国審査で旅券と同出国記録とともに必ず在留カード（もしくは外国人登録証明書）を提示してください。
- ② みなし再入国許可で出国した方は、出国後１年が経過する日または在留期間の満了する日のいずれかの早い日までに再入国しないと、在留資格が失われることになります。
- ③ みなし再入国許可で出国した方は、その有効期限を海外で延長することはできません。したがって、１年を超えて出国する可能性がある場合は、あらかじめ、住居地を管轄する地方入国管理官署において再入国許可を受けるようにしてください。

※「みなし再入国許可」に手数料はかかりません。

なお、特別な事情により一年以上出国する場合は、これまで通り、「再入国許可書」を申請する必要があります。

一時出国する時は、前もって所属する学部・研究科（教務担当）に連絡し、国際センターに「一時出国届」（別紙様式２）を必ず提出してください。

特に、国費留学生の場合は、奨学金受給のためのサインなど大切な手続きがあるので、一時出国するときは、必ず国際センターに届けてください。

※关于平成 24 年 7 月 9 日以后的临时回国以及再入国

根据新制度，临时回国、一年之内的再入国手续，如持有有效护照以及在留卡（或者外国人登录证），原则来讲将不需要再入国许可。**出国时，需要提示在留卡（或者外国人登录证）和护照。**“再入国许可”不需要手续费。此外，在有需要出国一年以上的特殊情况下，则需要与之前一样申请“再入国许可证书”。

※2012 年 7 月 9 日 이후의 일시 출국 및 재입국에 대해

새로운 제도의 도입에 의해 유효한 여권 및 재류 카드(혹은 외국인등록증명서)를 지참하면 일시적으로 출국하여 일년 이내에 재입국하는 경우는 원칙으로서 재입국 허가를 받을 필요가 없어집니다.(이 제도를 「**みなし再入国許可**」라고 합니다.) 출국할 때, 반드시 재류 카드(또는 외국인등록증명서)와 여권을 제시해 주십시오. 「**みなし再入国許可**」는 수수료가 들지 않습니다. 그러나 특별한 사정에 의해 일년 이상 출국하는 경우는 지금 지금대로 「재입국 허가서」를 신청해야 합니다.

(5) **在留資格外活動とアルバイト**

在留資格が「留学」の場合は、働いて収入を得ることは認められていません。しかし、学費や生活費を補う必要があってアルバイトをする場合には、入国管理局の資格外活動許可を得て働くことができます。ただし、**許可を受けずにアルバイトをすると罰則を科せられるなど強制退去の対象となってしまうので、注意してください。**

許可される労働時間の基準は、正規生及び研究生では1週間に28時間以内、聴講生では1週間に14時間以内とされています。ただし、長期休暇期間中は、1日につき8時間以内の労働が認められています。

資格外活動（アルバイト）を行うにあたっては、次の事項を遵守してください。

- 許可された範囲内でアルバイトを行うこと。
- 風俗営業又は風俗関連営業が行われる場所でのアルバイトは行わないこと。

(注) 長期休業期間中とは、大学の学則で定めている夏季、冬季、春季休業の期間を指します。ただし、夏季、春季に設けられている研修期間は、長期休業には含まれません。

(本しおりの4ページ参照)

1週間28時間以内(聴講生は14時間以内)の範囲で曜日ごとの時間配分は留学生自身が自由に行うことができます。

※ **アルバイト先の報告について**

アルバイトの決定・終了・変更が生じた場合は、「資格外活動（報告・変更）書」（別紙様式3）にて国際センターに必ず報告してください。

資格外活動許可申請時に必要な書類は次のとおりです。

提出書類

- ① 資格外活動許可申請書（用紙は入国管理局にあります。また、入国管理局のホームページからダウンロードできます。）
- ② 当該申請に係る活動の内容を明らかにする書類 1通
- ③ 旅券（パスポート）または在留資格証明書【提示】
- ④ 在留カードまたは外国人登録証明書【提示】

Non-Academic Activities and Part Time Jobs

Those with "College student" resident status are not permitted to work or be compensated in the form of payment. **In order to work a part time job, you must apply for a 'Permission to engage in activity other than that permitted under the status of residence'. If you work without this permit, you will be subject to punishment or deportation from Japan.** You are allowed to work for a maximum of 28 hours per week for regular students and research students or 14 hours for auditors. During a long holiday season, you are allowed to work for a maximum of 8 hours a day. The job must not affect public order and morals.

Submit a 'Report of part-time job' to the Global Exchange Office when your work place is decided or changed.

在留資格外活動和打工

一般不允许在留資格为“留学”的人通过工作而得到收入。但是，如果是为了补贴学费和生活费，在获得入国管理局颁发的資格外活動許可之后是可以打工的。**需要特别注意的是，如果没有获得許可就打工，一经发现会被处罚（甚至有可能被强制离境）。**

规定的打工时间是，学部或者研究生院的正规生和预科生（即研究生）为1周28小时以内、听讲生为1周14小时以内。但是、长期休假期间、1天可以工作8小时以内。

只能在許可范围内打工，不准从事违反公共秩序和道德规范的工作。

재류 자격의 활동과 아르바이트

재류자격이 [유학]의 경우, 일을해서 수입을 얻을 수 없습니다. 그러나 학비 및 생활비를 보조하기 위해서 필요한 아르바이트의 경우에는 입국관리국의 자격외활동허가서를 받고 일할 수 있게 됩니다. 허가를 받지 않고 아르바이트를 하게되는 경우에는 벌칙이 부과되는 등 강제 추방 대상이 됨으로 주의하기 바랍니다.

허가된 근로시간의 기준은, 정규생 및 연구생은 1주일에 28시간 이내, 청강생은 1주일에 14시간 이내 입니다. 단, 장기 휴업기간중에는 1일 8시간 이내의 근로가 인정되고 있습니다.

자격외 활동 (아르바이트) 을 하는 경우에는 다음 사항을 엄수하기 바랍니다.

(6) 家族の呼び寄せ

留学期間中に家族を日本に呼び寄せる場合は、「在留資格認定証明書」の発給を入国管理局へ申請してください。国や地域あるいは個人の事情によって異なりますが、概ね1ヵ月後に交付されますので、この証明書を本国にいる家族に送付してください。家族が日本の在外公館で査証申請を行う際に、この証明書を併せて提出すると、査証取得の時間が大幅に短縮されます。（証明書が無い場合は2、3ヶ月かかってしまうこともあります。）

申請時に必要な書類は次のとおりです。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 在留資格認定証明書交付申請書(用紙は入国管理局にあります。また、入国管理局のホームページからダウンロードできます。)② 扶養者の旅券(パスポート)または在留カード(外国人登録証明書)の写し③ 扶養者の扶養能力を証明する書類(国費外国人留学生証明書及び各種奨学金受給証明書は国際センターで発行します。)④ 在学証明書(証明書自動発行機で発行します。)⑤ 親族関係を証明するもの⑥ 申請人の写真(縦4cm×横3cm) 1枚<ul style="list-style-type: none">- 申請前6か月以内に正面から撮影されたもの- 写真の裏面に、申請人の氏名を記入し、申請書に貼る。⑦ 送料分切手(簡易書留用)を貼った返信用封筒(氏名・住所を記入) <p>※申請者とは日本への入国・在留を希望している方、扶養者とは、申請者を日本において扶養する方のことです。</p> <p>※上記のほか、審査の過程で追加書類の提出を求められることがあります</p> |
|--|

標準処理期間：1か月～3か月

(7) **旅券(パスポート)**

① 旅券(パスポート)の紛失

旅券(パスポート)を紛失した時は、まず最寄りの警察で「紛失届証明書」を発行してもらってください。その後、母国の在日大使館・領事館で再発行手続きをします。その際、紛失届けに記載されている受理番号が必要になりますので、確認しておいてください。

⑤ 証印転記

旅券(パスポート)の有効期限が切れたり紛失したりして、新しい旅券(パスポート)の発行を受けた場合は、入国許可印と在留資格の転記が必要になります。手続きは、最寄りの入国管理局で行います。

※ 入国管理局ホームページ <http://www.immi-moj.go.jp>

大阪入国管理局（所在地案内図は61ページ）

受付時間： 9：00～12：00、13：00～16：00

（土・日曜日、休日を除く）

所在地： 大阪市住之江区南港北1丁目29番53号

交通： 地下鉄中央線「コスモスクエア駅」下車すぐ

電話： 06-4703-2100

取扱事務： ア 在留期間の更新許可申請

イ 在留資格の変更許可申請

ウ 在留資格の取得申請

エ 在留資格外の活動許可申請

オ 永住許可申請

カ 再入国許可申請

キ 在留資格認定証明書交付申請

ク 違反審査

ケ 退去命令業務

◎ **外国人在留総合インフォメーション・センター**

電話： 0570-013904

IP、PHS、海外からの場合： 03-5796-7112

受付時間： 月～金曜日 8：30～17：15

対応言語： 英語・韓国語・中国語・スペイン語

相談の内容： 在留手続きに関する各種相談や案内

※ 新制度についての電子パンフレット

http://www.immi-moj.go.jp/newimmiact_1/e-brochure/ja/index.html#page=1

2 在留管理制度

新しい在留管理制度について

平成24年7月9日（月）より、新しい在留管理制度がスタートしました。
在留資格を持つ外国人の方には、在留期間と顔写真が貼付された「在留カード」が交付されます。
この制度の導入により、外国人登録制度が廃止され、再入国に関する制度なども変更されます。

これまでの「外国人登録証明書」は、在留期間の満了日までは、在留カードとみなされますので、新制度になったからといって、すぐに在留カードへの切替えを行う必要はありません。在留期限が満了になり、更新などの許可を受ける際に在留カードが交付されますので、それまでは引き続き所持してください。

新しい在留カードの交付を受けた場合は、外国人登録証明書を返納しないといけません。

また、その際に必要な書類などについては、下記のインフォメーションセンターもしくは、ウェブサイト (http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri07_00049.html) にて確認してください。

Start of a new residency management system

Beginning Monday, July 9, 2012, the new residency management system will be introduced to all foreign nationals residing legally in Japan. With this new system, a “**resident card**” will be issued to each individual, and will be expected to improve the convenience for everyone. The current alien registration system will be discontinued as the new system starts. However, those who already have an alien registration certificate must keep their certificate as they are deemed to be equivalent to the resident card (for a certain period of time).

The current alien registration certificates can be exchanged for a new resident card at a Regional Immigration Office at your own request, or the new card will be issued when applying for an extension of the period of stay or any other permits.

A re-entry permit will no longer be required when departing Japan for less than 1 year. **You must present your resident card or alien registration certificate upon your departure.**

For more information, please visit the following website:
http://www.immi-moj.go.jp/newimmiact_1/en/index.html

关于新的在留管理制度

平成24年7月9日（周一）开始，将开始新的在留管理制度。

拥有在留资格的外国人士，将被交付写有在留期间和照片的“在留卡”。这个制度的导入表示外国人登录制度的废止以及再入国相关制度的变更。

以往的“外国人登录证明书”在在留期满之前将被视为“在留卡”，虽说导入了新制度，但并不需要立刻变更为“在留卡”。在在留期满之后，办理新的在留期限的更新手续时，会自动更换为在留卡，在这之前请保存好登录证。

另外, 已持有外国人登录证的、在平成 24 年 7 月 9 日以后在留期满, 特别是有特殊情况, 希望更换为在留卡的人士, 可以到附近的入国管理局办理“在留卡事前更换”手续。在领到在留卡时, 须将外国人登录证明书返还。关于提交文件种类方面, 请参照咨询中心网站(http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri07_00049.html)。(事前申请手续截至到平成 24 年 7 月 6 日。)请注意, 在留卡的交付是在新制度导入之后。

새로운 재류 관리 제도에 대해

2012 년 7 월 9 일(월)부터 새로운 재류 관리 제도가 시작합니다.

재류 자격을 가지는 외국인에게는 재류 기간과 증명사진이 첨부 된 「재류 카드」가 교부됩니다. 이 제도의 도입에 의해 외국인 등록제도가 폐지되며 재입국에 관한 제도등도 변경됩니다.

지금까지의 「외국인등록증명서」는 재류 기간 만료일까지는 재류 카드로 간주하기 때문에 신 제도가 시작되었다고 해서 즉시 재류 카드 변경을 할 필요는 없습니다. 재류 기한이 만료가 되어 갱신등의 허가를 받을 때에 재류 카드가 교부됨으로 그때까지는 소지해 주시기 바랍니다.

덧붙여 이미 외국인 등록을 하고 있는 분중 평성 2012 년 7 월 9 일 이후에 재류 기한이 만기 분으로 특별히 재류 카드 교부를 희망하는 경우에는 가까운 입국관리국에서 「재류 카드 사진 교부 신청」을 할 수 있습니다. 새로운 재류 카드 교부를 받았을 경우는 외국인등록증명서를 반납해야 합니다.

필요한 서류등에 대해서는 아래의 인포메이션 센터 혹은 웹 사이트(http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri07_00049.html)에서 확인해 주십시오.(사진 신청은 2012년 7월 6일까지입니다) 다만, 실제의 재류 카드의 교부는 새로운 제도 도입 후가 되기 때문에 주의하시기 바랍니다.

(1) 在留カード交付申請 (在留カードとみなされる外国人登録証明書からの切替え)

申請時に必要な書類は次のとおりです。

提出書類

- ① 在留カード交付申請書(用紙は入国管理局にあります。また、入国管理局のホームページからダウンロードできます。)
- ② 写真(縦 4 cm×横 3 cm) 1 枚 裏面に氏名を記入し、申請書に添付して提出)
- ③ 有効な在留カードとみなされる外国人登録証明書【提示】
- ④ 旅券(パスポート)または在留資格証明書【提示】
- ⑤ 資格外活動許可書(同許可書の交付を受けている者に限ります)【提示】

※上記のほか、審査の過程で追加書類の提出を求められることがあります。

標準処理期間：原則として即日交付

(2) 登録事項に変更が生じた場合

【市役所でする手続き】

◇特別永住者証明書の交付・変更申請

◇転出・転入・転居など住所の変更申請

※市外へ転出するときは、転出元の市役所で転出届をして(転出予定日の14日前から受付)「転出証明書」の交付を受けた後、転出先の市役所に、引越しが終わってから14日以内に「転出証明書」と転出する外国人全員の「在留カード」または「特別永住者証明書」を持参して、転入届が必要です。14日以内に届け出なかった場合、罰則を課せられることがあります。

【入国管理局でする手続き】

◇在留カードの交付・更新・変更申請

居住地を移転した場合やその他「在留資格」「在留期間」など登録事項に変更が生じた場合は、変更した日から14日以内に旅券・写真・在留カード及び変更した事実が分かる資料を持参して届け出てください。

【国際センターでする手続き】

◇住所・電話番号・在留資格・在留期間の変更の届け出

「留学生各種変更届」(別紙様式1)で国際センターに必ず届けてください。届け出がない場合、奨学金や授業料の減免に影響が出る恐れがあります。また、住所・電話番号については学部・研究科事務室でも変更手続きを行ってください。

(3) 在留カードの有効期間と更新(切替交付)

永住者・・・交付の日から7年間

永住者以外・・・在留期間の満了日まで

(4) 紛失等による在留カードの再交付申請

在留カードを紛失した場合、入国管理局で再交付申請をしてください。

(5) 在留カードの返納について

母国に完全に帰国する場合、在留カードの有効期間が満了した等の場合、失効した日から14日以内に在留カードを返納しなければなりません。返納方法については、居住地を管轄する地方入国管理官署に直接持参していただくか、下記の返納先に送付して返納してください。期限内に返納しないと罰金に処せられることがあります。在留カードとみなされている外国人登録証明書も同様です。

郵送による返納先：〒135-0064 東京都江東区青海2-7-11

東京港湾合同庁舎9階 東京入国管理局おだいば分室あて

※封筒の表に「在留カード返納」と表記してください。

注意事項

☆ 外国人登録制度は、平成24年7月8日(日)をもって終了しました。これに代わり、新しい在留管理制度が始まっていますので、注意してください。

注意事項

- ☆ 外国人登録制度于平成 24 年 7 月 8 日（日）废止。与此同时，新制度开始实施，请注意。

주의사항

- ☆ 외국인등록제도는平成 24 年 7 월 8 일로 종료됩니다. 이 제도를 대신하여 새로운 재류관리제도가 시작됨으로 주의하시기 바랍니다.

**充実した留学生活のために
在留資格の更新・資格外活動許可の申請は忘れずに!!**

在留資格の更新を忘れたり、資格外活動の許可を得ずにアルバイトをしたりすると、本人が法律等に基づいて処分されるだけでなく、大阪市立大学で学ぶ留学生全員に悪影響が出るおそれがあります。

3 帰国に際して

Returning to your home country

回国的時候

귀국의 경우

留学目的を達成して帰国するにあたっては、済ませておくべき手続き等が沢山あります。参考として、以下に必要と思われる事項を挙げておきますので、手続き漏れが無いようにしてください。また、留学生の皆さんは、国境を越えた交流の架け橋としての期待を担っています。帰国する前にお世話になった方々に心を込めてお礼を述べるなど、将来も暖かい交流が継続できるように心を配っていただきたいと思います。

(1) 学内での手続き

必要な手続きとして、以下のような事項が考えられます。帰国することが決まったらすぐに、国際センターに出向き、相談・確認をしましょう。

<必要事項の例示>

帰国旅費請求あるいは辞退手続き(国費留学生は3ヶ月以前、JASSO奨学金による短期留学生は2ヶ月以前)、奨学金満了手続きあるいは辞退手続き、宿舍退去届の提出、留学生住宅総合補償の解約手続き、学籍上の手続き(成績証明書や学位取得証明書の発行など)、帰国後の連絡先の届出(住所、電話 番号、Eメールアドレスなど)、就職する場合の勤務先の届出、公共料金の精算等を委任する人物の報告(氏名、連絡方法などを事務担当者に知らせる)、所属学会への連絡、帰国外国人留学生専門資料送付請求手続き(対象となるかどうか事務担当者に確認してください。)などがあります。

(2) 学外での生活上の手続き

地域で暮らした住民として済ませておくべきさまざまな手続きがあります。後でトラブルにならないよう、きちんとした対応をお願いします。

<必要事項の例示>

① 住宅関係

家主への退去予告(1ヶ月以前)、保証人への報告とお礼、退去に伴う居室の現状復帰

② 銀行関係

口座の解約(解約時期については、奨学金等の振込みや光熱水料の引き落としなどの帰国後に処理されるものがあるので、事務担当者に相談する)、クレジットカード・キャッシュカードの解約、自動引き落としの解約

③ 各種利用契約の解約

光熱水料(電気、ガス、水道)、電話料、NHK放送受信料

④ 市区役所

国民健康保険の脱退手続きと保険証の返納、在留カード(外国人登録証)の返納(出国時に空港の入管で返納)、子ども等の学校関係手続き

⑤ 荷物の発送手続き

船便と航空便の使い分け

⑥ ゴミの始末

大型ゴミなどの処分

⑦ 郵便物の転送

日本にいる知人への転送依頼(1年間可能)

⑧ その他

ホストファミリーや奨学金スポンサー財団等への連絡とお礼

Ⅲ 日本での生活

Daily Life in Japan

在日本的生活

일본에서의 생활

この章では、留学生の皆さんが、日本で快適に生活するために必要な情報を紹介しています。

1 住居 Housing 住居 거주

留学生向けの宿舎には、本学の所有する宿舎と、留学生支援財団等が管理・運営する宿舎があります。本学では提供できる戸数に比べて申込者の数が多いため、確実に希望がかなうという保障はできません。また、入居許可期間が1～2年となっている宿舎が多いので、期限が満了したら民間の住居を探すことになります。

現在、留学生が入居している宿舎は次のとおりです。

(1) 留学生用宿舎

宿舎名 (運営先)	募集時期	居室数	入居資格	入居期間	家賃(月額)	所在地
大阪市立大学 留学生宿舎	1月中旬 (入居者決定は 3月上旬)	29室 (全室単身 者用)	単身の留学生 (但し、科目等 履修生は除く。) 私費留学生、 正規学生、新入生 を優先する。	1年以内 (4月～翌年 3月28日)	6,000円	堺市北区東上野芝町 2-438
大阪府堺留学生会 館オリオン寮 (大阪府国際交流財団)	1月中旬 (空室は随時)	85室 (全室単 身者用)	単身の私費留学生 (在留資格「留学」) 過去に入居した者 は入居資格が無 い。	2年以内 (延長可)	26,000円	堺市北区東上野芝町 2-226
エル・セレー/紅梅町 (大阪国際交流センタ ー)	12月上旬 (空室は随時)	単身用 6室 (H26年度 割当数)	私費留学生 (在留資格「留学」)	入居時に在 籍する課程 の最短履修 期間内	18,100円～ 47,200円 (入居者の収 入の額により 異なる)	大阪市北区紅梅町6-6
上野芝女子学生寮 (小野奨学会)	2月～3月 (三次募集まで有)	93室 (全室単身 者用)	単身の女子留學 生	入居時に在 籍する課程 の最短履修 期間内	5,500円 (水道料含む)	堺市西区上野芝 向ヶ丘町6-2-3

※ 家賃については2016年3月現在であり、今後改訂されることがあります。

★ 問い合わせ先：国際センター 06-6605-3558

(2) 民間住宅

部屋を決めるときは実際に物件を見て、入居条件についてよく話し合ってください。契約内容をしっかりと把握しておかないと、入居後にトラブルが起きることになります。

入居後は契約内容・条件(約束事)はきちんと守り、特に家賃の滞納はしないように注意してください。

そのほか電気・ガス・水道などの公共料金は各自で支払わなければなりません。また、帰国や引越しなどで賃貸契約を解約する際には、通常1ヶ月前までに家主に予告しなければなりません。予告なしに退去したり、直前まで予告しないと敷金が戻らないこともあるので注意してください。

(3) 留学生向け住宅機関保証について

一定条件のもと、留学生の賃貸借契約の連帯保証人の引き受ける制度があります。連帯保証人とは、借主と連帯して、貸主への債務を負う保証人のことで、日本でアパートなどを借りる際などには連帯保証人が必要になります。自分で連帯保証人を見つけることが困難な場合は、国際センターで、住宅機関保証の申請をしてください。

＜機関保証制度を利用するために必要な条件＞

対象：大阪市立大学に在籍する留学生（研究生を含む）

対象物件：民間宿舎など

- 条件：
- ①留学生本人が新たに居住するために結ぶ賃貸借契約であること
 - ②賃貸借契約にあたり、連帯保証人を求められていること
 - ③日本国内に連帯保証人となり得る親族等がいないこと
 - ④家賃の支払いが十分可能であると認められる収入があること
 - ⑤家賃の支払いを毎月、大学に報告すること
 - ⑥（財）日本国際教育支援協会の「留学生住宅総合補償」に加入すること
 - ⑦大学の連帯保証の範囲は、「留学生住宅総合補償」による範囲内であることについて、貸主の了解が得られていること

保証期間：大学在籍期間内

※また、連帯保証人ではなく、大学を緊急連絡先として指定したい場合も対応します。詳しくは、国際センターまでお問い合わせください。

★ お問い合わせ先：国際センター 06-6605-3558

Housing Guarantor System for International Students

When you rent an apartment in Japan, you will often be asked to have a guarantor (rentai-hoshounin) who co-signs the lease to share liability with the lessee. This can be difficult for some students but it's hard to rent without a guarantor.

Osaka City University can act as a guarantor for international students who are unable to find a guarantor by themselves.

There are certain eligibility requirements in order to use this system. If you wish to apply or need any further information, please contact Global Exchange Office.

Global Exchange Office: 06-6605-3558

关于面向留学生的住宅机构的担保

在一定条件下，我们有为留学生的租赁合同做连带保证人的制度，连带保证人，指与借主一同，向房东保证承担债务。在日本，租赁公寓时是需要连带保证人的。如果连带保证人寻找困难，请到国际中心申请住宅机构担保。

〈利用机构担保制度所需条件〉

对象：大阪市立大学在籍留学生（包括研修生）

对象房产：民营住宅等

条件：①留学生本人以租赁新居为目的的租赁契约

②此租赁契约需要连带担保人

③日本国内没有可以成为连带保证人的亲属

④被认可有足够的收入支付房租

⑤房租的支付每月需向大学报告

⑥加入（财）日本国际教育支援协会的“留学生住宅综合补偿”

⑦大学连带担保的范围是“留学生住宅综合补偿”范围内，此情况需征求房东的同意

担保期间：大学在籍期间

※另外，除连带担保人之外，大学也可以成为紧急联络人。详情请询问国际中心。

询问处：国际中心 06-6605-3558

유학생을 위한 주택 기관 보증

일정조건하에 유학생의 임대차 계약의 연대보증인제도를 실시하고 있습니다. 일본에서 아파트등을 빌릴 때에는 연대 보증인이 필요하게 됩니다. 연대 보증인을 찾는 것이 곤란한 경우는 국제 센터에서 주택 기관 보증의 신청을 해 주십시오.

<기관 보증 제도를 이용하기 위해서 필요한 조건>

대상 : 오사카 시립대학에 재적하는 유학생(연구생을 포함)

대상 물건 : 민간 숙소 등

조건 : ①유학생 본인이 새롭게 거주하기 위한 임대차 계약인 것

②임대차 계약에 해당하고 연대 보증인이 요구되는 경우

③일본내에 연대 보증인이 될 수 있는 가족, 친척등이 없을 경우

④집세 지불이 가능한 수입이 있을 것

⑤집세 지불을 매월 대학에 보고하는 것

⑥(재) 일본 국제 교육 지원 협회의 「유학생 주택 종합 보상」에 가입하는 것

⑦대학의 연대 보증의 범위는, 「유학생 주택 종합 보상」에 의한 범위내인 것에 대하여 집주인이 동의한 것

보증 기간 : 대학 재적 기간내

※또한, 연대 보증인뿐 아니라 대학을 긴급 연락처로서 지정하고 싶은 경우도 가능합니다.

자세한 것은 국제 센터에서 문의해 주십시오.

★ 문의처 : 국제 센터 06-6605-3558

(4) その他

留学生支援企業協力推進協会を通じての「社員寮への留学生受入れプログラム」、共立国際交流奨学財団の奨学寮制度があります。宿舎の募集時期になりますと、必要事項を全学ポータルサイトと国際センター掲示板に掲示してお知らせします。

★ 問い合わせ先：国際センター 06-6605-3558

2 「引越し」に際して

Relocation

关于搬家

이사의 경우

引越し会社はたくさんありますので、電話帳で調べてみてください。まず、荷物の量などを見て料金を計算してもらってから「見積もり」と言います。）、引越しの手配をしましょう。見積もりは無料なので、数社に見積もってもらって、サービスの内容や費用を比べてから決めるとよいでしょう。費用は距離や荷物の量によっても変わってきますし、パッキングをしてもらうと追加料金が必要となります。もし引越し荷物が少ないのであれば、宅配便のほうが安い場合もあるかもしれません。

引越しをする場合、賃貸契約の解約手続き（引越しの1ヶ月前には予告しなければなりません。）を行うほか、大学の所属学部・研究科（教務担当）と国際センターで住所変更の手続きをしてください。

また、次の手続きが必要ですので、忘れずに行ってください。

手続き事項	説 明
在留カード (外国人登録証明書)	転出元の区役所で転出届をして転出証明書の交付を受け、転出先の区役所にその証明書と在留カード（外国人登録証明書）を持参し転入届をする。
国民健康保険	同じ市町村の場合は住所変更の届出のみ。異なる市町村の場合は、転出届、転入届の際にそれぞれの区役所で手続きをする。
公 共 料 金	転居1週間前までに、電気、ガス会社と水道局に転居する日を電話しておき、精算の手続きをする。
銀 行 等	口座を開設した銀行等に、住所変更届を提出する。
郵 便 局	転居前の最寄りの郵便局に、転居先の住所を知らせておくと、転居前の住宅に送られてきた郵便物を転居後、原則1年間に限り転居先に転送してくれる。

3 生活情報

Daily Life

生活情報

생활정보

(1) 電気

日本の電圧は100Vで、周波数は富士川(静岡県)を境に東側が50ヘルツ、西側が60ヘルツとなっています。大阪の電気は「関西電力」が供給しています。

電気使用の申し込みは、最寄りの関西電力の営業所に連絡してください。もし、使っていた電気が突然消えたら、多くの場合は使いすぎによるものなので、使用中の電化製品のスイッチをいったん消してから、ブレーカーのスイッチを入れ直してみてください。もし、落雷などで停電した場合は、復旧されるまでに時間がかかります。

連絡先

関西電力 東住吉営業所(大阪市の南)	TEL 0800-777-8022
関西電力 南大阪営業所(堺市)	TEL 0800-777-8024
関西電力ホームページ	www.kepco.co.jp

(2) ガス

ガスには主に都市ガスとプロパンガスがあります。都市ガスは「大阪ガス」が供給しています。入居したら、まず大阪ガスお客様センターに連絡し、日時を決めてガスの開栓を依頼します。指定日に係員が訪問し、ガス器具の点検や、説明を行ったうえで開栓します。開栓時には、本人の立会いが必要です。

ガス漏れなど緊急の時には大阪ガスお客様センターへ連絡してください。

連絡先

大阪ガスお客様センター(大阪市)	TEL 0120-0-94817
(堺市)	TEL 0120-3-94817
大阪ガスホームページ	www.osakagas.co.jp/

(3) 水道

日本の水道水は飲料水として安心して飲むことができます。水道は各市町村が供給しています。入居したら居住している市役所の水道局へ連絡してください。

連絡先

大阪市水道局住吉お客様センター	TEL 06-6458-1132
堺市上下水道局北部お客様センター	TEL 072-251-1132

※ 公共料金の支払いは銀行や郵便局の自動引支払いが便利ですが、銀行、郵便局、コンビニエンス・ストアからでも、その都度支払うことができます。

(4) ゴミの処理

ゴミを捨てたいときは、決められた日時に、決められた場所に出しておく、ゴミ収集車が回収してくれる仕組みになっています。回収日時・場所などは、各地域(市区町村)によって異なります。

一般的には、可燃ゴミ、不燃ゴミ、資源ゴミ(ビン、缶、ペットボトルなど)、粗大ゴミなどに分けられていますので、地域のゴミ収集の取り決めに理解して、それに従ってください。アパートやマンションなどの共同住宅では、ゴミ出しの場所や時間帯など独自の

約束事がある場合もありますので、注意してください。また、通常、大型家電製品は回収してもらう際にはリサイクル料金がかかります。詳細については、各市役所に問い合わせてください。

★ 問い合わせ先	大阪市環境事業局西南環境事業センター	TEL 06-6685-1271
	堺市環境局北部環境事業推進センター	TEL 072-228-7429

(5) 交通

杉本キャンパスの周辺は、ＪＲ（阪和線）・地下鉄（御堂筋線）が通っています。ＪＲは阪和線の杉本町駅で下車し、本学には徒歩５分で着きます。ＪＲの大阪の主要ターミナル駅は大阪、天王寺などがあります。地下鉄は御堂筋線のあびこ駅で下車し、本学には南西に徒歩約２０分で着きます。地下鉄御堂筋線は大阪の中心部を縦断する幹線で、新大阪、梅田、難波に繋がっています。主要ターミナル駅は梅田、難波、天王寺などがあります。

阿倍野キャンパスは主要ターミナル駅の天王寺から徒歩１０分弱で着きますが、近くにはＪＲや地下鉄、更に近鉄が通っています。

※ 学割制度

鉄道、地下鉄、バスなどの交通機関では、通学定期と通勤定期の２種類の定期券を発行しています。学部学生及び大学院学生は通学定期券が購入できます。研究生や科目等履修生などの学生は通勤定期券になります。

(6) 電話

① 携帯電話

携帯電話は、各社によってサービスの内容が異なるため、各自で問い合わせてください。街中には各社のサービスショップが沢山あります。

② 公衆電話

国内電話の場合は、１０円硬貨、１００円硬貨、またはテレホンカードを使ってかけられます。国際電話をかけるときには、専用のプリペイドカードを使えばかけられます。このカードはコンビニエンス・ストアで買うことができます。

③ 国際電話

〔国際ダイヤル通話〕

ダイヤルするだけで海外に電話が繋がります。国際電話会社には、ＫＤＤＩ（００１）、ソフトバンクテレコム（００６１）、ＮＴＴコミュニケーションズ（００３３）があります。アクセス番号（００１か００６１か００３３）＋０１０＋国番号＋地域番号＋相手の電話番号で繋がります。

各社の問い合わせ先はＫＤＤＩ（００５７）、ソフトバンクテレコム（０１２０－０３－００６１）、ＮＴＴコミュニケーションズ（０１２０－５０６５０６）です。

〔国際オペレーター通話〕

ＫＤＤＩ（００５１）へ電話してオペレーターを呼び出します。相手の名前と番号を告げます。

(7) 銀行

日本では、銀行等の金融機関が、預金・融資・為替等の業務を行うほか、電気、ガス等の公共料金の自動支払い、クレジットカードの代金支払いなどのサービスも行っています。これらのサービスを利用するには、まず普通預金の口座を開かなければなりません。おもな銀行等の営業時間は、

● 窓口	月～金曜日	9:00～15:00
● A T Mコーナー	月～金曜日	8:45～19:00
	土・日曜日	9:00～17:00

ただし、A T Mの24時間サービスなど一部の銀行で異なります。

① 銀行等に口座を開設する時

銀行によって、条件や開設できる口座の種類、手続き方法が異なります。基本的に日本に住所がある場合は、銀行等の所定の用紙に記入すれば口座開設ができますが、入国後6ヶ月以上経過しなければサービスを限定される場合もありますので、詳しくは各銀行へ問い合わせを確認して下さい。

② 公共料金の自動支払い

公共料金（電気・ガス・水道・電話料金・NHK受信料）などは、銀行や郵便局に開設した口座から自動支払いにすることができます。自動支払いにすると、1回の手続きで、あとは自動的に支払われますので、支払い忘れの心配がありません。

手続きは、口座のある金融機関に預金通帳、印鑑（口座の開設時に使用したもの）及び本人確認書類を持参し、所定の用紙に公共料金の「お客様番号」や「会員番号（領収書に記載）」を記入して口座を開設している銀行等の窓口で申し込みます。

③ A T Mの利用と操作

銀行等では普通預金口座を開いた人にキャッシュカードを発行しています。キャッシュカードを利用するとA T Mで預金の払い戻し、入金、振込みができます。キャッシュカードで払い戻しする時には、登録した暗証番号を入力する必要がありますので、必ず番号を覚えておきましょう。暗証番号は4桁になっていますので、万一カードを紛失した場合、簡単な暗証番号だと悪用されてしまう恐れもあるので、他人にわかりにくい番号にする必要があります。

A T Mは、ディスプレイに表示されるガイダンスに従ってキーを操作します。ただし、ガイダンスは日本語で表示されます。最近では英語表示切替ボタンのついているものも増えています。使用方法がわからないときは係員に尋ねてください。

④ 振込みについて

銀行等を通じて、受取人の取引銀行の預金口座に、簡単な手続きで安全に送金できます。

この場合、本人確認書類を持参し、受取人の取引銀行名、支店名、口座の種類、口座の番号、住所、氏名、電話番号を記入して申し込みますが、手数料が必要です。外国からの送金の受け取り、あるいは外国への送金もできます。

⑤ 外貨両替

外貨の両替は、「財務省認可両替商」の表示がある銀行、一部の郵便局で取り扱われています。トラベラーズチェックの換金も同じです。

(8) 郵便

郵便局は郵便業務ばかりでなく、さまざまな金融業務と保険業務も扱っています。日常生活で郵便局を利用するのは、とても便利です。

● お客様サービス相談センター

(日本語)

TEL:0120-23-28-86

TEL:0570-046-666 (携帯からは有料)

(英語)

TEL:0570-046-111 (有料)

月～金曜日

8:00～22:00

土・日曜日及び休日

9:00～22:00

① 郵便局の金融業務(ゆうちょ銀行)

口座の開設は、他の銀行の場合とほぼ同様です。公共料金の自動支払いも口座があれば同じようにできます。ＡＴＭも設置されています。またゆうちょ銀行と提携している金融機関のＡＴＭでも利用できます。

② 国内郵便

- 葉書：52円切手を貼って「赤い郵便ポスト」へ投函または郵便局へ差し出します。また「官製葉書」を郵便局で買えば切手を貼らなくても郵送することができます。
- 封書：定形(長さ14～23.5cm、幅9～12cm、厚さ1cm以内までのもの)で82円(25gまで)と92円(50gまで)です。その他は定形外です。定形外や速達、書留などは別料金が必要になります。詳細は郵便局の窓口でお尋ねください。
- 速達：急ぐときに料金を追加して「速達」にすると早く届けてもらえます。郵便局の窓口申し出るのが確実ですが、自分で郵便ポストに入れるときは赤で《速達》印をいれ、速達料金分の切手を貼り足して、郵便ポストに入れます。
- 書留：重要な文書・物の郵送時に、万一の場合損害賠償が受けられます。窓口で申し出てください。
- 小包：郵便小包「ゆうパック」は、郵便局の他、看板のある店で取り扱っています。荷物の大きさが、長さ、幅、厚さの合計が1.7m以内で、重さは30kg以内のものに限ります。料金は、重量や距離によって違います。また、送ることができないものもありますので、取扱店などで確かめてください。

受け取りの印または署名が必要な郵便物や小包が、あなたが不在のときに配達された場合、配達員は不在配達のお知らせをあなたの住居のポストの中に残していきます。郵便局では、その郵便物を7日間保管するので、出向いて受け取るか(印鑑と本人確認書類を必ず持参すること)、あるいは希望配達日を郵便局に知らせて再配達を申し込んでください。

③ 国際郵便

葉書は世界各国宛で70円、封書は重量と距離により異なりますが、定形で90円から130円(25gまで)です。共通定形外は2kgまで上限は4,990円。小包は最高30kgまでです。

(9) 宅配便

このサービスは、小さな小包や荷物を日本国内で送るのに便利です。時として郵便局で送るよりも安く、通常はたいがい1日で先方に届きます。会社によっては冷凍や冷蔵のものの配達も可能です。コンビニや土産物屋の多くはこのサービスを使っています。

① 国内で荷物を送る場合

いくつかの民間の宅配会社を取り扱う宅配便があります。民間の宅配会社を取り扱っている宅配便も「ゆうパック」のように、荷物の大きさや重量、距離によって値段が違います。コンビニなど多くの店舗で取り扱っています。

④ 海外へ荷物を送る場合

郵便局といくつかの民間の国際配達サービス会社（下記）があり、荷物が目的地に着くまで全責任を持ってくれます。ただし、各国で輸入が禁止または制限されているものもありますので、注意してください。それぞれの価格や取り扱い可能な地域などサービスに差があります。比較検討して選んでください。

企業名	連絡先・営業時間	
DHL 日本	Tel: 0120-39-2580 (通話無料、英語可)	http://www.dhl.co.jp
	月～木曜日	8:00～19:00
	金・祝前日	8:00～20:00
	土・祝日	8:30～14:00
フェデラル エクスプレス (FedEx)	Tel: 0120-003200 (フリーダイヤルが使用できないとき Tel: 043-298-1919)	
	月～金曜日	8:00～20:00 http://www.fedex.com/jp
	土曜日	8:30～17:30
	祝日	9:00～18:00
OCS	Tel: 0120-627-012	http://www.ocs.co.jp
	月～木曜日	8:30～19:00
	金・祝前日	8:30～20:00
	土曜日	9:00～16:00
UPS ジャパン	Tel: 0120-27-1040 (通話無料)	http://www.ups.com/jp
	月～金曜日	9:00～18:30

(10) 買い物

① コンビニエンス・ストア（コンビニ）

早朝から深夜まで、多くが24時間営業で、年中無休の店です。生活に必要なものは大体そろいますが、定価販売が多く値段は少々割高になります。コピーサービス、宅配便受付、公共料金払い込みなど、さまざまなサービスを取り扱っています。

② スーパーマーケット（スーパー）

食料品や衣料品、日用品や電化製品などが安く買えます。大規模なチェーン店がいくつもあり、新聞に折り込み広告が定期的に入りますので、注意してみてください。大型電気店もいくつかあり、かなり安くなっています。

③ デパート

百貨店ともいいます。スーパーに比べて高級品を扱っており、価格も高くなっています。梅田や難波、天王寺などターミナル駅周辺に多くあります。

(11) 新聞

朝日新聞、毎日新聞、読売新聞、産経新聞、日本経済新聞が全国紙です。その他にも、地方紙やスポーツ新聞など、駅の売店やコンビニでも販売されています。

The Daily Yomiuri (読売)、The International Herald Tribune/The Asahi Shimbun (朝日)、The Japan Times などの英字新聞もあります。各紙ともインターネットで読むことができます。購読申し込みもすべてインターネットでできます。

★ ホームページアドレス

朝日新聞	http://www.asahi.com/
毎日新聞	http://mainichi.jp/
読売新聞	http://www.yomiuri.co.jp/

産経新聞 <http://www.sankei.jp.msn.com/>
日本経済新聞 <http://www.nikkei.com/>

(12) テレビ・ラジオ

日本ではテレビのある世帯は、NHK受信料を支払わなければなりません(まとめて支払うと安くなるサービスもあります。)。衛星放送は、NHKや民間のものがありますが、それぞれ各社と契約して料金を支払う必要があります。音声多重放送の機能がついたテレビかビデオデッキがあれば、地上放送でも「ニヶ国語」の表示がある番組について英語で見ることができます。また、2011年7月より、デジタル放送に移行しました。日本の一般のチャンネルを見るためには、デジタル対応テレビなどが必要です。

ラジオは、FM CO. CO. LO (76.5MHz) が多言語放送をしています。放送時間、番組内容などはホームページ (FM CO. CO. LO <http://cocolo.co.jp/>) で確認できます。

(13) 運転免許と自動車・自転車

① 運転免許と自動車

国際運転免許証の免許区分が「B」の場合、日本国内で自動車の運転ができます。ただし、オートバイ(原付を含む)を運転する場合には免許区分「A」が必要です。日本の運転免許証に切り替える場合は、外国(母国)で取得した運転免許証が必要です。

自動車運転免許(国際運転免許証、日本の運転免許証への切り替え等)に関する問い合わせは、以下の試験場にお尋ねください。

★ 問い合わせ先	門真運転免許試験場	06-6908-9121
	光明池運転免許試験場	0725-56-1881

中古の自動車は、比較的安価に手に入れることはできますが、駐車場を確保してからでないと、登録できません。ほとんどの共同住宅の駐車場は確保が困難で、近辺の駐車場を借りるにしても費用が高くなります。その上自動車保険に加入せずに運転すると、万一の場合、取り返しのつかない事態にもなりかねません。

なお、本学では、学生の自動車、オートバイでの構内乗り入れを原則として禁止しています。特別な事情が無い限りは公共交通機関、自転車を利用してください。

② 自転車

自転車は、購入時に必ず盗難登録をしましょう。お店でしてもらえない場合は、各自で警察へ行って登録してください。また、駐輪する時には必ず鍵をかけましょう。もし、盗難にあった時は、すぐに警察に届けてください。

なお、杉本キャンパスで大学構内に自転車を駐輪するためには、1年間有効の登録証(シール)を自転車に貼る必要があります。証明書自動発行機で「自転車登録用在学証明書(¥1,000)」を購入し、田中記念館1階にある経営管理課分室で手続きを行います。

4 緊急時の対応

In Case of Emergency

緊急時の対応

긴급시의 대응

緊急時には、電話で

警察署(盗難、犯罪)の **110番**

消防署(火事、救急車)の **119番**

に連絡しましょう。全国共通・無料で、携帯電話からも、また、公衆電話からも硬貨やテレホンカード無しでかけることができます。緊急の時には、あわてずに落ち着いて行動することが大切です。通報する際は、正確に、住所や氏名を伝えましょう。

In case of an emergency, call official services:

110 for police (robbery or theft etc.)

119 for ambulance or fire brigade

These toll-free numbers are reachable 24 hours throughout Japan. An emergency call can be made by any phone, including your mobile phone and prepaid phone (even without any credit left). In case of emergency, it is important to stay calm. Call official services immediately and give accurate information as much as possible.

(1) 急病の時

急病、交通事故などのけが、やけど、中毒などで、急いで手当てが必要な時に電話で119番に連絡してください。発生場所、氏名、電話番号などを落ち着いて伝えてください。公衆電話からかける場合、硬貨は不要です。受話器を上げて、非常用ボタンを押してコールしてください。

携帯電話、PHSの場合は、必ず場所を確認し、自動車走行中の場合は、安全な場所に停車してから通報してください。また、通報後もしばらくは電源を切らないでください。救急車には15ヶ国語のチェックリスト(症状など)を備えていますので、救急隊員の要請があれば協力してください。

● 休日・夜間には

日曜や祝日、年末年始、夜間に、急に病気になった時は、急病診療所で診察を受けられます。受診の際は、必ず健康保険証などを持参してください。

<急病診療所>

(i) 大阪市中央急病診療所 大阪市西区新町4-10-13 TEL:06-6534-0321

内科・小児科	月～金曜日 22:00～翌朝 5:30 土曜日(祝日・年末年始を除く) 15:00～翌朝 5:30 日曜日・祝日・年末年始(12/30～1/4) 17:00～翌朝 5:30
眼科・耳鼻咽喉科	月～金曜日 22:00～翌朝 0:30 土曜日(祝日・年末年始を除く) 15:00～21:30 日曜日・祝日・年末年始(12/30～1/4) 10:00～21:30

(ii) 休日急病診療所

内科・小児科（大阪市） 中野休日急病診療所 大阪市東住吉区中野 2丁1番20号 TEL:06-6705-1612	<内科> 日曜日・祝日・年末年始(12/30～1/4) 10:00～16:30 <小児科> 月～金曜日(祝日・年末年始を除く) 20:30～23:00 日曜日・祝日・年末年始(12/30～1/4) 10:00～16:30
内科・小児科（堺市） 宿院急病診療センター 堺市堺区甲斐町東3丁2-6 TEL:072-223-6170	日曜日・祝日 9:30～11:30、12:45～16:30

(iii) その他の急病診療所

都島休日急病診療所	大阪市都島区都島南通1-24-23	06-6928-3333
西九条休日急病診療所	〃 此花区西九条5-4-25	06-6464-2111
十三休日急病診療所	〃 淀川区十三東1-11-26	06-6304-7883
今里休日急病診療所	〃 東成区大今里西3-6-6	06-6972-0767
沢之町休日急病診療所	〃 住吉区千駄2-2-6	06-6672-6021

救急車を利用するほどでもないが、診てもらえる病院がわからない、家族が救急車で運ばれたが、どこの病院か知りたい時などにお答えします。

★ 問い合わせ先：

大阪市救急情報サービス TEL：06-6543-9999
堺市救急医療テレフォンサービス TEL：072-228-0099
大阪府救急医療情報センター TEL：06-6693-1199（365日24時間対応）

※ 大阪市のホームページに英語（と多国語）が通じる病院のリストがあります。
<http://www.city.osaka.lg.jp/contents/wdu020/enjoy/en/sick/11.html>

(1) Emergency health problems

When urgent medical treatment is necessary, call 119 to ask for an ambulance. Report where you are, what happened, your name and your telephone number etc. If you call

from a pay phone, just pick up a handset and push the emergency button; coins or telephone card are not necessary. If you call from a mobile phone, don't turn off the power after the report. If you are driving, stop the car at a safe spot to call the emergency number. Ambulance personnel have check lists for symptoms in 15 languages so if you are asked questions, please cooperate.

① Medical Institutes at Night and on Holidays

There are institutes open for emergency health care on Sundays, National holidays, Year-end/New Year holidays, and at night. You must bring your health insurance card with you. The following table is a list of such emergency institutes.

【Osaka City Chuo Emergency Medical Care Center】 4-10-13 Shinmachi, Nishi-ku, Osaka, TEL : 06-6534-0321		
Internal medicine / Pediatrics	Monday-Friday	22:00-5:30
	Saturdays (except national holidays & year-end/New Year)	15:00-5:30
	Sundays / national holidays, year-end/New Year holidays (Dec.30-Jan.4)	17:00-5:30
Optometry / Otolaryngologist	Monday-Friday	22:00-0:30
	Saturdays (except national holidays & year-end/New Year)	15:00-21:30
	Sundays / national holidays, year-end/New Year holidays (Dec.30-Jan.4)	10:00-21:30

【Osaka City Nakano Emergency Clinic】 2-20 Nakano, Higashi-sumiyoshi-ku, Osaka, TEL : 06-6705-1612		
Internal medicine	Sundays / national holidays, year-end/New Year holidays (Dec.30-Jan.4)	10:00-16:30
Pediatrics	Monday-Friday	20:30-23:00
	Sundays / national holidays, year-end/New Year holidays (Dec.30-Jan.4)	10:00-16:30

【Sakai Shukuin Emergency Medical Care Center】 3-2-6 Kaisochou, Sakai-ku, Sakai, TEL : 072-223-6170		
Internal medicine / Pediatrics	Sundays / national holidays	09:00-11:30 12:45-16:30
Pediatrics	Sundays / national holidays	09:00-11:30 12:45-16:30

【Other After-Hours Emergency Medical Care Centers 】	
Osaka Miyakojima	1-24-23 Miyakojima-Minami-dori, Miyakojima-ku TEL: 06-6928-3333
Osaka Nishi-Kujo	5-4-25 Nishi-Kujo, Konohana-ku TEL: 06-6464-2111
Osaka Juso	1-11-26 Juso-Higashi, Yodogawa-ku TEL: 06-6304-7883
Osaka Imazato	3-6-6 Oimazato-Nishi, Higashinari-ku TEL: 06-6972-0767
Osaka Sawano-cho	2-2-6 Sentai, Sumiyoshi-ku TEL: 06-6672-6021

- ② If you are not sure which medical institute is available or in case your family was taken to a medical institute and you want to know where, call the following number.

Osaka Emergency Information Service: 06-6543-9999

Sakai Emergency Information Service: 072-228-0099

Osaka Emergency Medical Information Center: 06-6693-1199 (24hrs/365days)

※ The City of Osaka has a list on-line of hospitals where English (or other languages) is spoken:
<http://www.city.osaka.lg.jp/contents/wdu020/enjoy/en/sick/11.html>

(2) 火災

① 火災を起こさないために

火事にならないよう、次のことに注意してください。

- ・就寝、外出の前には必ず火の元の安全を確認する習慣をつけましょう。
- ・タバコの火の不始末は多くの火事の原因となっていますから、特に注意してください。
- ・家の周りに、燃えやすいものを置かないようにしましょう。
- ・暖房器具は正しく使いましょう。
- ・初期消火のために、消火器を備えておくとい良いでしょう。

② 火災が起きたら

- ・大きな声で「火事だ」と隣近所の人に知らせ、同時に電話で 119 番通報します。
- ・消防が電話に出ると、発生場所、氏名、電話番号などを落ち着いて伝えてください。
- ・携帯電話、PHS の場合の通報の仕方は救急車の場合と同じです。
- ・煙が出ている場合、タオルやハンカチなどを鼻と口に当てて、姿勢を低くして避難してください。

【大学内で火災が発生したら】

早く知らせる

- ・守衛室や事務室へ火災の状況を連絡してください。
- ・消火不可能な場合は、あわてずに正確に 119 番通報を行いましょう。
- ・大学においては、非常ベルを押すと、報知器のベルが鳴り、消火栓ポンプが始動し、発火場所が事務室などに伝わります。

早く消す

- ・可能な限り、消火器やバケツで初期消火にあたりましょう。大学内では、消火は基本的に教職員があたるので、その指示に従ってください。
- ・ガスの元栓を閉じ、火元からできるだけ離れた位置で電源を切ってください。周囲の燃えやすいものをすばやく除去しましょう。
- ・被服に着火した時は、手やあり合わせのもので、もみ消すか水を被ってください。さらには、床に転がてもみ消しましょう。
- ・廊下の防火扉を閉める時には、大声を出して周囲に知らせ、内部に人がいないことを必ず確認してください。

【消火器の使い方】

How to use a fire extinguisher



- ① 安全ピンを引き抜く
- ② ホースを外し、火元に向ける
- ③ レバーを強く握って、放射する

- ① Remove the pin.
- ② Aim the nozzle at the seat of fire.
- ③ Squeeze the lever hand.

早く逃げる

- ・天井が燃え始めたり、ガスが発生したりした場合は、速やかに避難してください。
- ・火災が発生した時の避難にあたっては、必ず教職員の誘導や指示に従って、まとまって避難しましょう。また、避難後、逃げ遅れた人などがある場合はすぐに教職員に連絡してください。
- ・エレベーターは使用しないでください。また、屋内の階段は煙の通路になり危険です。なるべく屋外の非常階段を使いましょう。
- ・廊下での避難方向は、煙の流れをみて風上（煙が流れていく方向）へ逃げましょう。タオルやハンカチなどを口にあて、姿勢をできるだけ低くして避難しましょう。
- ・非常階段や、はしごが使えない時は、窓を開けて大声で救助を求めてください。
- ・避難場所で、人数確認を行います。教員が指示するまで、勝手に避難場所を離れないようにしてください。

(2) Fire

- ① To prevent fire
 - Make sure to put out all flames and cigarettes before going to bed or leaving home.
 - Cigarettes are a very common cause for fire, so make extra sure to extinguish them properly.
 - Do not place inflammable items outside of your residence.
 - Use heating systems properly.
 - Have a fire extinguisher at your home.
- ② In case of fire
 - Call 119 immediately and report the location, your name and telephone number.

- Alert neighbors loudly about the fire (shout 'Kaji').
- If you are surrounded by smoke, cover your nose and mouth during evacuation.

[In case of a fire at the university, please do the following:]

Notify people

- Shout Fire / Kaji to notify those near you.
- Report the fire to the nearest security or administration office.
- If it is not possible to put out the fire, call 119
- When you push the emergency bell, an alarm will go off, fire hydrant pumps will start working and the location will automatically be reported to the security office.

Try to put out the fire (for as much as possible)

- Try to put out a beginning fire with a fire extinguisher or bucket etc. University staff will also come to fight the fire, please follow their instructions.
- Turn off any gas valves, keep a safe distance, turn off electricity and move away inflammable goods from the fire.
- In case your clothes catch fire, try to quench the flames using your hands or anything available. Rolling on the ground can also help to extinguish the flames.
- If you close the fire doors in the hallway, notify people in a loud voice and make sure there are no people left inside.

Escape safely

- If the ceiling catches fire or if any gas valves are burning, stop trying to put out the fire and escape as quickly as possible.
- When evacuating, follow directions of university staff. If any people have been left behind, immediately notify university staff.
- Indoor staircases will be filled with smoke and become dangerous. Whenever possible, use outdoor staircases.
- Do not use the elevator.
- If there is smoke or gas, cover your nose and mouth with a handkerchief, then stay low and move on hands and knees in the same direction as the smoke is going.
- If it is impossible to use the emergency stairs or ladders, open a window and shout for help.
- Do not leave the evacuation area until your safety has been unmistakably confirmed by university staff.

(3) 交通事故

自転車や歩行者と車の接触事故などが頻繁に起こっていますので、十分注意してください。通学に自転車を使用する場合は、日本の交通ルールを守り、安全に気をつけましょう。特に傘をさしながらの走行や、携帯電話で通話しながらの運転は非常に危険ですので、やめましょう。

もし、負傷者が出た場合は、まず負傷者を救護しなければなりません。救急車を呼ぶ必要のある時は、直ちに電話で119番に通報します。

その後、警察に電話で110番通報し、あなたの住所、氏名、電話番号、場所や事故の状況を落ち着いて伝えてください。そのほか、相手の氏名、勤務先、電話番号、事故を起こした車のナンバー、保険加入の有無を必ず確認してください。できれば、目撃者の氏名、連絡先も聞いておきましょう。警察が到着したら、警察官の指示に従ってください。

なお、交通事故による医療費については保険が適用されません。通常は加害者側の車に

掛けられている任意保険から後日支払われます。もし、後でトラブルが生じた場合は、市・区役所の交通事故相談窓口にご相談ください。

★ 交通事故相談窓口

大阪市 : <http://www.city.osaka.lg.jp/shimin/page/0000004815.html#3>

堺市 : <http://www.city.sakai.lg.jp/minami/kurashi/soudan.html>

(3) **Traffic accident**

Beware when you are walking or driving to avoid traffic accidents. If you encounter a traffic accident and anyone is injured, call **119** to ask for an ambulance immediately. Next, call **110** to report the accident to the police.

If you are involved in the accident, ask the other party's name, place of work, telephone number, license plate number and insurance status. Also ask anyone who witnessed the accident their name and telephone number. Follow the instruction of the police at the scene.

National health insurance doesn't cover medical costs in connection with traffic accidents. Those medical costs are reimbursed later from the voluntary insurance maintained by the party found to be responsible for the accident. If possible, try to get a police report of the accident. If any trouble relating to the accident happens, contact the Traffic Accident Consultation Section of the City Office.

(Osaka City: <http://www.city.osaka.lg.jp/shimin/page/0000004815.html#3>,

Sakai City: <http://www.city.sakai.lg.jp/minami/kurashi/soudan.html>)

(4) **盗難**

学外で盗難(犯罪)にあった場合は、直ちに110番通報をして、その場所、あなたの住所、氏名、電話番号、状況を落ち着いて伝えるとともに、警察の指示に従ってください。また、普段も自宅の近くにある警察署や交番に連絡できるようにしておくことも大切です。

学内の盗難(紛失)の場合は、直ちに学生支援課(厚生担当)に連絡してください。

クレジットカード、銀行の通帳、キャッシュカードを盗まれた(紛失した)時には、直ちに銀行に連絡して口座をストップしてもらう必要があります。同時に警察にも届けてください。

(4) **Robbery**

If you are the victim of a robbery or other crime outside of the campus, call 110. Give them the location, your address, name, telephone number, describe the situation and follow the instructions given by the police. In case of a robbery on campus, please contact the nearest administrative or security office and your host scholar immediately. If you are robbed (or lose) credit cards, bankbooks or cash cards, report the loss to the bank and credit card companies to block your accounts. Always report it to the police.

(5) **地震**

日本は地震の多い国ですが、日頃から、突然襲ってくる地震に対処する準備をしておきましょう。それには最寄りの避難場所をチェックして、携帯ラジオ、懐中電灯など備えておくと、停電の時に便利です。地震に遭った時には落ち着いて行動することが大切です。

① 地震に備えて

- ・タンスや本棚などの家具をＬ字型金具等（デパート、家具店、金物店で入手）で固定するなどして、転倒防止をしておきましょう。
- ・懐中電灯、ローソク、非常用飲料水、非常用食糧、救急用薬品、携帯用ラジオ、衣類及び現金、預金通帳、証書、健康保険証などの貴重品をひとまとめにして、直ぐに持ち出せるようにしておきましょう。
- ・市民が避難するために、大きな公園、広場などが避難場所などに定められています。日頃から、どこに避難すればよいかを確認しておきましょう。
- ・一時避難所……一時的に避難できる学校や公園などを指定
- ・収容避難所……建物内に避難できる学校などを指定
- ・広域避難場所……大規模な避難に適する場所として公園などを指定
- ・避難路……広域避難場所までの安全な道路を避難路として指定

② 自宅にいる時などに地震がおきた時

- ・丈夫なテーブルなどの下に入りましょう。
- ・タンス、戸棚など、倒れやすい物には身を寄せないで、窓ガラスから離れてください。
- ・あわてて外に飛び出さないでください。絶対に窓や屋根から飛び降りてはいけません。
- ・落ち着いて火の始末をしましょう。ガス機器は元栓を閉め、アイロンなどの熱機器はコンセントからプラグを抜きましょう。
- ・大きなゆれがおさまっても、しばらく余震が続くことがあるので、注意しましょう。
- ・戸を開けて出口を確保しましょう。
- ・パニックになることが一番危険です。頭を保護しながら落ち着いて非難してください。
- ・近所の人のアドバイスを聞いて行動してください。

⑤ 乗り物に乗っている時

- ・急停車に備え、つり革・手すりなどにすぐつかまりましょう。
- ・停車しても、勝手に非常コックを使って車外へ出たり、窓から飛び出したりせず、乗務員の指示を待ちましょう。特に地下鉄などは、線路横に高圧電流が流れており、非常に危険です。

⑥ 地下にいる時

- ・あわてて出入り口に殺到せず、壁や太い柱に身を寄せ、係員の指示に従ってください。
- ・停電になっても、非常用照明灯がつくので、落ち着いて行動しましょう。
- ・地下での火災は、煙や有毒ガスが充満しやすく危険です。ハンカチなどで、鼻と口を覆い、体がかがめて壁に沿って煙の流れる方向へ避難しましょう。

⑦ 路上にいる時

- ・その場に立ち止まらず、衣服や持ち物などで頭を覆いながら近くの空き地や公園、または頑丈そうなビルの中へ避難し、落下物からの危険を回避しましょう。
- ・ブロック塀や、自動販売機など設置物のそばや、ビルの壁際などへは近づかないようにしてください。
- ・垂れ下った電線は非常に危険です。絶対に近づかないでください。
- ・崖や川べりは、地盤が緩み崩れやすくなっている場合があるので、近づかないようにしましょう。
- ・地面の亀裂や陥没、また、電柱や塀などの転倒には十分注意しましょう。

⑧ 海岸や河川敷にいる時

- ・揺れが小さくても津波が起こることがあるので、できるだけ高いところ（近くのマンションやビルの3階以上）へ急いで避難しましょう。
- ・避難には車を使用しないでください。
- ・津波は繰り返し襲ってくるので、警報、注意報が解除されるまで海岸等には近づかないでください。

⑨ 大学内で地震が発生したら

【教室内にいる時】

- ・あわてて外へ飛び出さず、机の下などに身を伏せ、机の脚を押えてください。
- ・周辺がパニックに陥りそうな時は、「落ち着け」「机の下にもぐれ」など、大きな声を掛け合いましょう。
- ・身を隠す場所がない場合は、できるだけ転倒物や落下物の危険がない広い場所で衣服や持ち物で頭を覆ってかがみこみ、落下物から身を守りましょう。
- ・窓ガラス付近はガラスが割れて飛散する場合があります、大変危険です。ブラインドやカーテンを閉めて、急いで窓際から離れてください。
- ・ドア付近にいた場合は、ドアを開け、出口を確保してください。
- ・体育館にいる場合は、安全な場所に身をかがめ、落下物に注意しましょう。

【実験中】

- ・「火を消せ」と声を掛け合い、すぐに火の始末をしてください。電気機器などの電源を切り、ガスボンベを閉めて危険なガスの流出を防いでください。ただし、揺れが大きく、火の始末が不可能な場合は、まず身の安全を確保しましょう。
- ・火災が発生した場合は、大学内での消火は基本的に教職員があたるので、その指示に従い、揺れがおさまってから避難しましょう。

【廊下、階段にいる時】

- ・壁が倒れてくる可能性があるので、壁には寄らず、できるだけ教室に避難して机の下にもぐりましょう。
- ・教室がない場合は、蛍光灯などの下から離れ、衣服や持ち物などで頭を覆い、かがみこんでください。
- ・渡り廊下や階段を通行中の場合は、速やかにそこから離れ、安全な場所に退避してください。

【エレベーターに乗っている時】

- ・最寄りの階のボタンを押して、停止した階でおりましょう。
- ・途中で停止した場合は、非常ボタンやインターホンで外部に救助を求めてください。

【屋外にいる時】

- ・速やかに建物、高い壁、送電線などから離れてください。

【避難】

- ・教室にいる場合は教職員の指示に従って避難しましょう。あわてず、声を掛け合って、できるだけ集団で冷静に避難してください。
- ・大きな地震には余震がある可能性が高いので、大きな建物の周囲は避けてグラウンド

など広い場所に避難しましょう。

- ・落下物や機械類、棚などの転倒、地震による段差や陥没などに十分注意して、速やかに避難してください。

- ・避難は徒歩で、また、持ち物は最小限にとどめてください。

- ・身障者や負傷者がいる場合は、手助けしながら避難しましょう。

- ・重症などにより、避難できなかった人や行方不明者がいる場合は、教職員にすぐに報告してください。

- ・室内は壁をつたい、廊下では中央を通りましょう。また、エレベーターの使用は厳禁です。必ず、階段を使用するようにしましょう。

- ・停電している場合は、緑色の誘導サインなどを目印に避難しましょう。

【避難後について】

- ・ラジオやテレビ、インターネット、携帯電話などからの確な情報を得て行動することが大切です。決して、誤った情報に惑わされたり、広めたりすることのないようにしましょう。

- ・自分の身の安全が確保された後は、近隣の消火活動や救護活動、救援物資の分配などに協力しましょう。

- ・大学においては、災害対策本部が設置され、適宜情報が流されるので、インターネットなどを通じて情報を収集してください。

(5) Earthquake

Earthquakes occur frequently in Japan. You should always be prepared.

① Advance preparation

- Secure furniture to the wall with a clasp (available at department stores, furniture shops, hardware shops etc.).
- It is recommended to keep a portable radio, flashlight, candles etc ready at home in case of power failure.
- Make sure to have a small backpack with drinking water supply, food, first aid kit, some clothing, cash money and important documents (or copies) ready to pick up and take with you easily.
- Know where the emergency evacuation site is in the area where you live and work.

② What to do in case of an earthquake if you are inside

- Stay under something such as solid desk.
- Move away from things that might fall over, windows and other glass.
- Don't run out in a panic as there is the danger of being hit by falling debris.
- Extinguish open flames, and turn off the gas (if possible the main valve) and pull the plugs of any heat producing household appliances.
- Open at least one window or door to secure an exit.
- Try to stay as calm as possible and protect your head during evacuation.

③ What to do in case of an earthquake if you are on public transport

- Prepare for an emergency stop. Hold on to the strap.
- When the vehicle stops, do not exit the vehicle until instructed to do so by a staff member. Especially in subways the high-voltage poses a serious danger.

- ④ What to do in case of an earthquake if you are underground
- Do not run out in a panic. Stay close to large core pillars or walls and follow instructions from staff members.
 - If there is an electric outage be assured that the emergency lights will come on right away.
 - Try to put out any fires using emergency fire extinguishers.
 - In case of fire there is a danger of smoke and gas. Cover your nose and mouth with a handkerchief, stay low and move on hands and knees along walls in the same direction as the smoke is going.
- ⑤ What to do in case of an earthquake if you are outside
- Do not stop and stay exactly where you are. Cover your head with your bag or clothes and move away to a clear area, park, or solid building. Be careful of falling objects.
 - Try to stay away from brick walls, vending machines, telephone poles and other things that might fall over or collapse.
 - Keep away from fallen electricity lines as they can be very dangerous.
 - As river banks or cliffs might give in, stay away from them as much as possible.
 - Be careful of cracks and holes in the ground.
- ⑥ What to do in case of an earthquake if you are near water
- Tsunami can occur even after small earthquakes. Evacuate immediately to the 3rd floor or higher of a nearby building.
 - Do not try to escape by car.
 - Tsunami can consist of recurring waves. Stay away from the water until the tsunami warning has been lifted.
- ⑦ What to do in case of an earthquake if you are at the university
- 【When inside classrooms etc.】**
- Do not run out in a panic. Duck beneath a desk.
 - If people around you panic, tell them to calm down and sit beneath a desk.
 - If there is nothing to hide underneath, try to stay away from moving objects, cover your head with a bag or clothes and try to avoid falling objects.
 - Flying glass from breaking windows is a danger. If possible, close blinds or curtains and keep at a distance from windows.
 - If you are near a door, open it to secure an exit.
 - If you are in a gymnasium, duck in a safe place and be careful of falling objects.
- 【During experiments】**
- Tell everyone to turn off any flames and do so yourself. Pull electric plugs. Close gas bottles. However, if it is a large earthquake and it is impossible to turn off a flame, first try to secure your own personal safety.
 - In the case of a fire, university staff will take charge. Please follow their instructions and evacuate when the shaking stops.

【When at the hallways or on stairs】

- Stay away from the walls and try to go into a classroom and hide beneath a desk.
- If there are no reachable classrooms, cover your head with a bag or clothes and stay away from underneath the fluorescent light/lamp.
- Try to proceed to a safe place.

【When in an elevator】

- Push the button for the nearest floor and get off at that floor.
- If stuck in-between floors, press the emergency button and ask for help.

【When outside】

- Move away from buildings, walls and electric lines immediately.

【How to evacuate】

- Follow the instructions of staff members. Stay calm and do not rush at doors. Calmly gather people and evacuate together.
- It is very possible that there may be aftershocks, so stay away from buildings and evacuate to an open space.
- Evacuate as quickly as possible, but be careful of falling objects, collapsing shelves, cracked ground and land sank.
- Evacuate on foot and limit luggage as much as possible.
- Help wounded persons to evacuate.
- If there are any people seriously wounded or not able to evacuate, let a staff member know that.
- Inside the classroom, walk close to the walls, and in a hallway, walk in the middle. Do not use elevators but use the stairs to evacuate.
- If the electricity is out, follow the green emergency exit signs.
- After arriving at the evacuation space, help wounded people until doctors arrive.

【After evacuation】

- Obtain and follow information on radio, TV, internet, mobile phones. Do not spread any incorrect information or rumors that could lead to panic.
- After securing your own safety, assist with nearby firefighting, rescue efforts, distribution of emergency goods or nursing of wounded people.
- A coordination office will be established at the university and will collect the necessary information.

(6) 台風

日本では、7月から10月にかけて、強風と大雨を伴う台風のシーズンとなります。台風が近づいたら、外出、スポーツ（特にハイキングや登山、釣り、海水浴など）をする場合は、気象情報に十分注意してください。台風シーズンの旅行では、交通、通信手段が使えなくなることもあるので、注意してください。また、土地の低い場所では床上浸水など被害をもたらします。川、海などの水辺へは絶対に近づかないようにしましょう。

● 台風に備えて

- ・ 停電に備えて懐中電灯やローソク、携帯ラジオを準備しておきましょう。
- ・ 庭やベランダなどに物が置いてある（鉢植え、物干しなど）場合は、強風で飛ばされることもあるので、屋内にしまうか、または、固定しておきましょう。
- ・ ガラス戸は飛ばされた物で割れることがあるので、雨戸がある場合には必ず雨戸を閉めましょう。

- ・断水することもあるので、非常用の飲料水、食糧の確保をしておきましょう。また、救急用薬品も用意しておきましょう。
- ・むやみに外出せず、気象情報に注意して適切に行動しましょう。

(6) Typhoon

From July to October, many typhoons hit Japan. When a typhoon nears your area, try to stay inside as much as possible, and certainly do not go out hiking, mountaineering, fishing, or do any water sports. Please stay away from rivers, coast or other water areas and try to stay informed about the situation via weather reports on TV/radio. In lowland areas near water, houses might become flooded.

Advance preparation:

- As there might be power failures, keep a portable radio, flashlight, and other emergency items ready.
- Items on the porch and veranda may be blown away by strong winds. Take them inside or fix them firmly.
- As there might be suspensions in water supply, keep a few days' worth of water.
- Do not go out unless necessary and listen to weather and news reports.

IV 各種申請届出書類等
Various notifications
各种申请报告资料等
각종 신청 서류 등

別紙様式のとおり

- ・留学生各種変更届
- ・一時出国届
- ・資格外活動（報告・変更）書

様式 1
様式 2
様式 3

(様式1)

留 学 生 各 種 変 更 届

平成 年 月 日

国際センター所長 様

(住所・電話番号・携帯電話番号・在留資格・在留期間)に変更があったので届出します。

学部・研究科名

学 年

氏 名

(変更内容)

変 更 項 目	区分	変 更 内 容
住 所	旧	〒 -
	新	〒 -
電 話 番 号	旧	
	新	
携 帯 電 話 番 号	旧	
	新	
在 留 資 格	旧	
	新	
在 留 期 間	旧	平成 年 月 日～ 平成 年 月 日
	新	平成 年 月 日～ 平成 年 月 日
そ の 他 ()	旧	
	新	

* 変更項目だけ記入してください。

(様式2)

一 時 出 国 届

平成 年 月 日

国際センター所長 様

下記のとおり一時出国しますので届出します。

学部・研究科名 _____
学 年 _____
氏 名 _____

項 目	内 容
出 国 先	
出 国 期 間	平成 年 月 日 () から 平成 年 月 日 () まで
出 国 目 的	
出国期間中の 緊急連絡先	

(緊急連絡先が本人以外の場合は、本人との関係を明示して下さい。)

(様式3)

資格外活動（報告・変更）書

平成 年 月 日

国際センター所長 様

学部・研究科名

学 年

氏 名

以下のとおり（決定 ・ 変更）しましたので、報告します。

項 目	内 容
資格外活動許可番号	
資格外活動許可期限	平成 年 月 日まで
勤 務 先	(企業名等) (所在地) (電話番号) (期 間) 平成 年 月 日～平成 年 月 日 (週間勤務時間) ・平日 : 時～ : 時 (時間) ・土曜 : 時～ : 時 (時間) ・日曜 : 時～ : 時 (時間) 合計 時間 (業務内容)

* 資格外活動許可書の写しを添付してください。

V その他参考事項

Other reference materials

其他参考事項

그 외 참고 사항

○ 大阪入国管理局

Osaka Regional Immigration Bureau

1-29-53, Nankou Kita, Suminoe-ku,

Osaka City, Osaka 559-0034

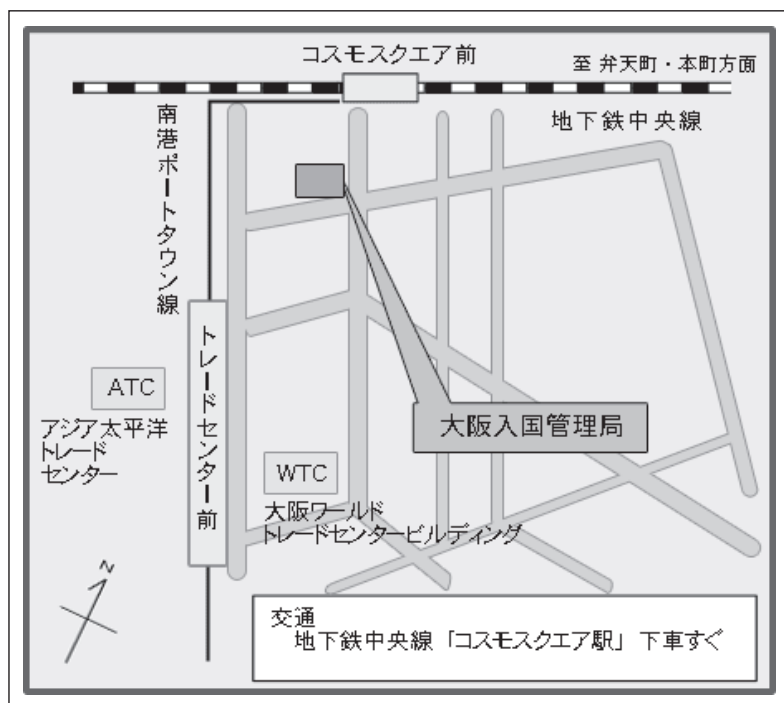
TEL: 06-4703-2100

〒559-0034 大阪市住之江区南港北1丁目

29番53号

交通機関：地下鉄中央線「コスモスクエア駅」
下車すぐ

【大阪入国管理局、天王寺出張所、大阪港分室、茨木分室及び外国人在留総合インフォメーションセンター大阪は上記新庁舎に移転しました。】



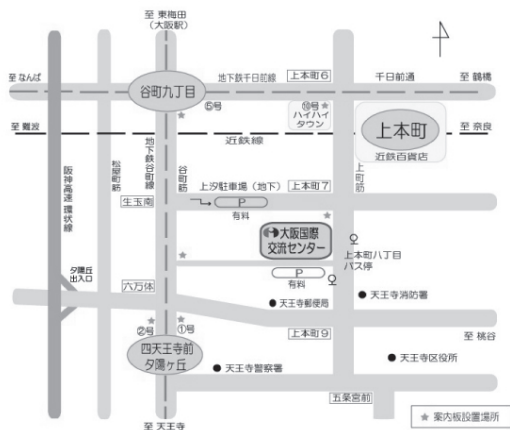
○ 財団法人 大阪国際交流センター
Osaka International House Foundation, Osaka

〒543-0001
大阪市天王寺区
上本町 8 丁目 2 番 6 号

TEL : (06) 6772-5931 (代)
/ FAX (06) 6772-7600

URL: <http://www.ih-osaka.or.jp>

交通機関：
地下鉄谷町線「谷町 9 丁目」駅
の場合は 5 番出口、



○ 財団法人 大阪府国際交流財団
Osaka Foundation of International Exchange

〒540-0029
大阪市中央区本町橋2-5
マイドームおおさか5階

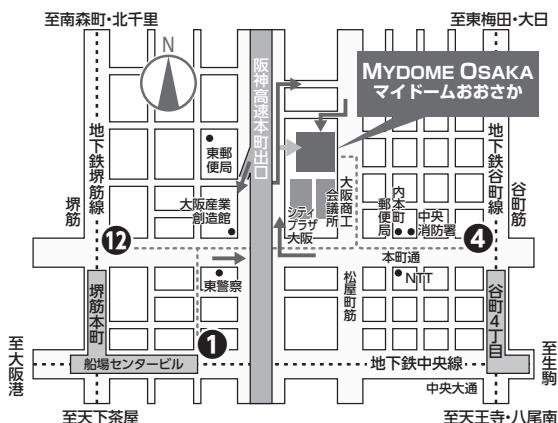
TEL : 06-6966-2400
FAX : 06-6966-2401

URL: <http://www.ofix.or.jp>

交通機関：
地下鉄中央線・堺筋線
「堺筋本町」駅の場合
1・12 番出口

地下鉄谷町線「谷町 4 丁目」駅
の場合 4 番出口

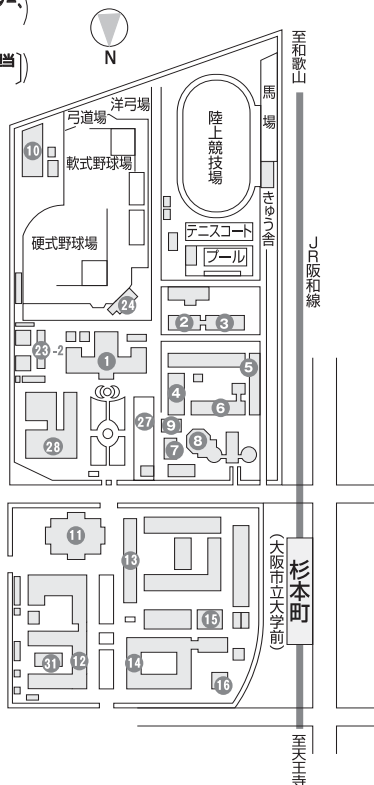
(マイドームおおさか5階)



杉本 キャンパス

〒558-8585 大阪市住吉区杉本 3-3-138
JR「杉本町(大阪市立大学前)駅」下車、東口すぐ
地下鉄御堂筋線「あびこ駅」下車、4号出口より南西へ徒歩約15分

- | | |
|---|--|
| <p>① 1号館
新産業創生研究センター
事務室 職員課、経営管理課、
学務企画課、研究支援課、
第2部事務室</p> <p>② 商学部棟</p> <p>③ 経済学部棟</p> <p>④ 法学部棟</p> <p>⑤ 文学部棟</p> <p>⑥ 経済研究所棟
(創造都市研究科、人権問題研究センター)
証券研究センター</p> <p>⑦ 都市研究プラザ</p> <p>⑧ 田中記念館</p> <p>⑨ 保健管理センター</p> <p>⑩ 河海工学実験場</p> <p>⑪ 芸術情報総合センター</p> <p>⑫ 理学部棟</p> <p>⑬ 工学部棟</p> <p>⑭ 生活科学部棟</p> <p>⑮ 工作技術センター</p> <p>⑯ 児童・家族相談所</p> | <p>⑰ 2号館
(都市健康・スポーツ研究センター、
複合先端研究機構)</p> <p>⑱ 全学共通教育棟
(事務室 学務企画課 共通教育担当
国際センター)</p> <p>⑲ 4号館</p> <p>⑳ 基礎教育実験棟</p> <p>㉑ 第1体育館</p> <p>㉒ 第2体育館</p> <p>㉓ -1 第1学生ホール</p> <p>㉔ -2 第2学生ホール</p> <p>㉕ 硬式野球場スタンド
(スポーツハウス)</p> <p>㉖ ゲストハウス</p> <p>㉗ インキュベータ</p> <p>㉘ 高原記念館
(地域連携センター)</p> <p>㉙ 学生サポートセンター</p> <p>㉚ 共通研究棟</p> <p>㉛ 人工光合成研究センター</p> <p>㉜ 理系共通実験棟</p> |
|---|--|

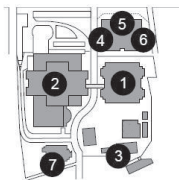


■ 阿倍野キャンパス

〒545-8585 大阪市阿倍野区旭町 1-4-3

JR・地下鉄「天王寺駅」、近鉄「あべの橋駅」より西へ徒歩約10分

- ① 医学部学舎
- ② 附属病院
- ③ 医学部南館
- ④ 医学情報センター (6F)
- ⑤ 医療研修センター (7～9F)
- ⑥ 芸術情報総合センター 医学分館 (8～9F)
- ⑦ 医学部看護学科学舎



■ 梅田サテライト

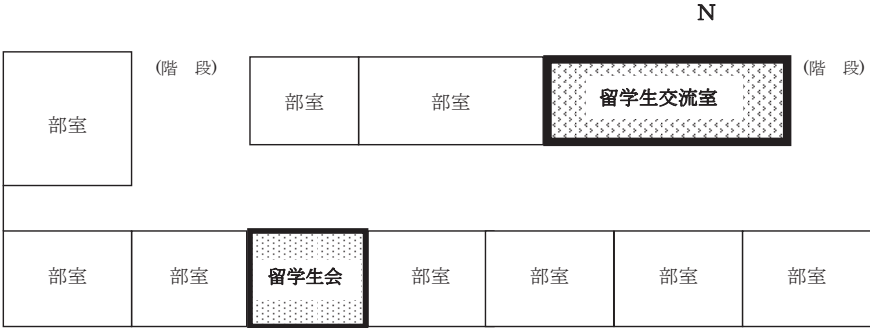
〒530-0001 大阪市北区梅田 1-2-2-600 (大阪駅前第2ビル6階)

JR 東西線「北新地駅」下車、徒歩約1分

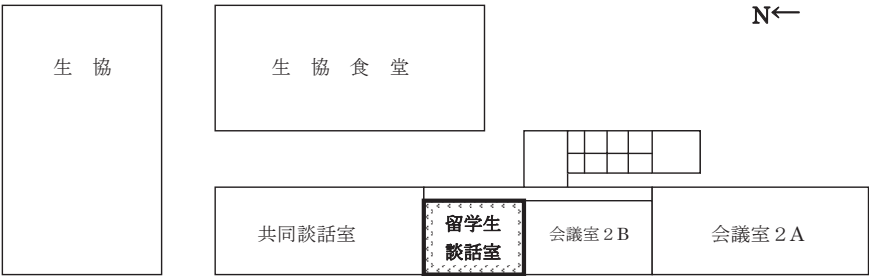
JR 大阪環状線、東海道線「大阪駅」下車、徒歩約3分

地下鉄四つ橋線「西梅田駅」地下鉄谷町線「東梅田駅」下車、徒歩約3分

第 1 1 合同部室（3 階略図）



第 2 学生ホール（2 階略図）



○ 各学部の所在地・電話番号等

所在地	学 部 等	電 話 番 号
杉本地区	国際センター（研究支援課国際交流担当）	3 5 5 8
	学生支援課（厚生担当）	2 1 0 3
	〃（教務担当）	2 9 3 5
	商学部・大学院経営学研究科	2 2 0 3
	経済学部・大学院経済学研究科	2 2 5 1
	法学部・大学院法学研究科	2 3 0 3
	文学部・大学院文学研究科	2 3 5 3
	理学部・大学院理学研究科	2 5 0 4
	工学部・大学院工学研究科	2 6 5 3
	生活科学部・大学院生活科学研究科	2 8 0 4
	大学院創造都市研究科	3 5 0 7
	人権問題研究センター	2 0 3 5
阿倍野地区	医学部・大学院医学研究科	0 6 - 6 6 4 5 - 3 6 1 1
	看護学研究科	0 6 - 6 6 4 5 - 3 5 1 1
梅田サテライト	大学院創造都市研究科	0 6 - 4 7 9 9 - 3 7 0 0

[杉本地区] 学務企画課各学部・研究科事務室（ただし、医学部を除く）

所 在 地 : 〒558-8585 大阪市住吉区杉本3-3-138

交通機関 : JR阪和線「杉本町（大阪市立大学前）」駅下車、東口すぐ

[阿倍野地区] 医学部学務課事務室

所 在 地 : 〒545-8585 大阪市阿倍野区旭町1-4-3

交通機関 : JR・地下鉄「天王寺」駅又は、近鉄「あべの橋」駅下車、
西へ徒歩約10分

[梅田サテライト] 学務企画課創造都市研究科事務室

所 在 地 : 〒530-0001 大阪市北区梅田1-2-2-600（大阪駅前第2ビル6階）

交通機関 : JR「北新地」駅・「大阪」駅、
地下鉄「梅田」駅・「東梅田」駅・「西梅田」駅、
阪神又は阪急「梅田」駅 下車

外国人留学生のしおり

発 行 2 0 1 6 年 4 月

編集・発行 大阪市立大学大学国際センター
〒558-8585 大阪市住吉区杉本3-3-138
TEL 06-6605-3558 / FAX 06-6605-3592

